

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
令和3年第1回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和3年3月2日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 施政方針説明
- 日程第6 教育方針説明
- 日程第7 承認第3号
専決処分の承認について
- 日程第8 同意第1号
設楽町教育委員会教育長の任命について
- 日程第9 議案第8号
工事請負契約の締結について(令和2年度導水管布設工事(その1))
- 日程第10 議案第9号
工事請負契約の変更について(令和2年度配水管更新工事(丸根))

- 日程第11 議案第10号
製造請負契約の変更について（設楽町歴史民俗資料館（仮称）展示制作業務委託）
- 日程第12 議案第11号
設楽町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号
設楽町清流公園条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第14号
令和2年度設楽町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第15号
令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第16号
令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号
令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第18号
令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号
令和2年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第20号
令和2年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第21号
令和2年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第22号
令和2年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第23号
令和2年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第24号
令和2年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第25号
令和3年度設楽町一般会計予算
- 日程第27 議案第26号
令和3年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第27号
令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第29 議案第28号

- 令和3年度設楽町簡易水道特別会計予算
日程第30 議案第29号
令和3年度設楽町公共下水道特別会計予算
日程第31 議案第30号
令和3年度設楽町農業集落排水特別会計予算
日程第32 議案第31号
令和3年度設楽町町営バス特別会計予算
日程第33 議案第32号
令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
日程第34 議案第33号
令和3年度設楽町田口財産区特別会計予算
日程第35 議案第34号
令和3年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
日程第36 議案第35号
令和3年度設楽町名倉財産区特別会計予算
日程第37 議案第36号
令和3年度設楽町津具財産区特別会計予算

会 議 録

開会 午前8時59分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達していますので、令和3年第1回設楽町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

5 金田(敏) おはようございます。令和3年第2回議会運営委員会の委員長報告を行います。

令和3年第1回定例会第1日の運営について、去る2月25日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。

日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。

日程第6「教育方針説明」は、教育長より説明があります。

日程第7承認第3号から順次1件ごとに上程します。

一括上程する議案は、日程第15 議案第14号から日程第25 議案第24号までの議案と、日程第26 議案第25号から日程第37 議案第36号までの議案です。

日程第7承認第3号から日程第11 議案第10号までの議案と、日程第15 議案第14号から日程第25 議案第24号までの議案については、本日、質疑・討論・採決です。

日程第26 議案第25号から日程第37 議案第36号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、審議することとします。

一般質問は、定例会第2日目の3月12日に行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりでございます。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番山口伸彦君、及び10番田中邦利君を指名します。よろしく願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月26日までの25日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査について報告します。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和3年2月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。町長から申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。3月議会定例会初日の開会にあたりまして、皆様御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今年は、暖かくなったかと思えばまた雪が降るなど、文字どおり、三寒四温の気候となっております。3月になりましたので、これから真冬のような寒さには戻らないかなと思っておりますが、早く、桜が咲く穏やかな春が来るよう願っているところでもあります。また、長く晴天が続くということで、乾燥注意報が発令中でもありました。全国では大きな山林火災等が発生し、こうした状況が多くなってきている状況でもありました。今日は久しぶりの雨ということで、一息ついたところでもあります。今後こうしたことに注意をしていくことが必要かと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、2月28日をもって、愛知県に発出されておりました新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」が解除されました。これを受けて愛知県では、3月14日までの2週間を県独自の「厳重警戒宣言」に切り替え、感染防止対策措置を講じ

ることとなりました。内容は、不要不急の外出の自粛や飲食店の営業時間を21時までとするなど、必要な対策を継続するものとなっております。

町といたしましても、愛知県にならい、不要不急の外出の自粛など、町民の皆様に御協力をお願いしてまいるところであります。

また、新型コロナワクチンについては、4月12日から接種が開始できるように、4月5日の週から愛知県に順次出荷される見込みとなりました。今回配布されるワクチンは、2回接種分として、県内の高齢者10,725人分となります。

市町村への配分方法については、県が調整を行います。町としましても迅速に対応できる体制を整備してまいります。

次に、「農道奥三河線」のその後について報告をいたします。先の議会全員協議会で、「早ければ3月1日、遅くとも3月5日に通行止め解除」と説明させていただきましたが、その後の降雪により工事が若干遅れていると聞いております。しかしながら、3月5日には通行止めが解除される予定でありますので、御報告いたします。

本日は、専決処分の承認1件、人事案件1件、請負契約3件、条例関係3件、一般会計・特別会計の補正予算11件、一般会計始め令和3年度当初予算12件、合計31件を上程させていただきます。

本会議及び委員会で、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会初日の「行政報告」とさせていただきます。

引き続きまして、「施政方針」について説明をさせていただきます。

本日、令和3年3月議会定例会の開会にあたり、令和3年度の当初予算案並びに諸議案を上程し、御審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を説明申し上げます。

町長として3期目の最終年度にあたる予算編成であります。昨年2月以降、全世界で蔓延した新型コロナウイルス感染症により今までの価値観や生活様式が一変する中、この町の将来を見据え、今までの施策の成果を踏まえるとともに、今後の社会・経済情勢、併せてコロナ対策を考えたときに、町民の皆さんにとって、真に必要な政策は何か、そして、その実現に向けていかに展開していくか。全ての実現は難しいことは承知の上で、私なりに真剣に悩み、考えた結果としての予算でもあります。

具体的には、第2次総合計画の将来像であるところの「豊かな自然と魅力的な人に恵まれたまち」を目指すとともに、私の選挙公約である「安心して幸せに暮らせる明るいまちづくり」の実現に向けて、「活気」「愛着」「自信」をモットーに、町民の福祉向上、町の発展に向けた各種施策を1年間かけて実施してまいりますので、ただ今からその概要等について申し述べます。

本町の人口は、本年3月1日時点で、4,612人です。昨年と同じ日の人口から90人減少しており、依然として人口減少に歯止めがかからない状況が続いていますが、若い世代を中心とした町民の皆さんが、元気で明るく活躍し、また希望のある町を創りあげるために、設楽ダム関連事業を中心としたハード事業と、地域の実情・住民ニーズに的確に対応するソフト事業の両面での施策を強力に推し進めていくことが重要なポイントであると考えています。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況ですが、確実なワクチン接種など安心・安全面に重きを置いた対策も必要であります。

併せて、設楽ダム関連の振興施策については、令和8年度のダム完成時を見据え、ダム湖周辺整備や小水力発電が実現できるよう、有利な財源を活用し、効果的に進めていきたいと考えております。

以上を踏まえて、最初に「町を取り巻く国や県の状況」、続いて「令和3年度当初予算編成方針」、最後に「令和3年度当初予算の概要等」の順に申し上げます。

はじめに、「町を取り巻く国や県の状況」について申し上げます。

国の令和3年度予算編成の基本方針では、「日本経済は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、「経済あつての財政」の基本的な考えのもと、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳入・歳出面からの改革を推進することとし、併せて、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナの新しい社会を作るため、デジタル社会、グリーン社会の実現、地方創生の継続、全世代型社会保障制度の構築、誰しも活躍できる地域共生社会の実現、加えて国土強靱化、安全保障の強化に取り組む。」としております。

また、予算編成についても、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとメリハリ付けを行うこととし、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても一般財源の総額を確保しつつ、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める」としております。

また、令和3年度の「地方財政対策」では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中でも、前年度を上回る一般財源総額の確保が図られるとともに、地域社会のデジタル化を集中的に推進する費用の新規計上、防災・減災、国土強靱化の推進を図るための事業期間の延長などが示されました。

一方、愛知県の令和3年度予算編成依命通達においては、歳入の大宗をなす県税収入については、新型コロナウイルス感染症による世界経済の減速に伴う影響の本格化による法人税の大幅な減収が見込まれるとともに、消費の減少による地方消費税などへの影響も懸念されること。歳出も新型コロナウイルス感染症への対応に加え、医療・介護などの扶助費の増加が引き続き見込まれる他、社会情勢の変化や多様化するニーズへの的確な対応が求められていることから、多額の財源不足が見込まれ、極めて厳しい財政運営を余儀なくされる状況であること、また、こうした状況の中でも、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組む姿勢とともに、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分することが掲げられています。

その上で、現在策定中の「次期あいちビジョン」の10の重要政策の方向性を目標事項として掲げています。」

その他、新型コロナウイルス感染症対策を含め、新たな政策や制度改正等に的確な対応が求められている状況です。

次に、「令和3年度当初予算編成方針等」について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、今までの当たり前が当たり前でなくなり、閉塞感が漂う中においても、行政としてコロナ対策と社会経済活動の両立を図りながら、第2次設楽町総合計画に掲げた各施策を着実に実行していくことを基本としつつ、本町の今後の財政を見通すと、

- 1 歳入の約半分を占める普通交付税は、原資となる税収の落ち込み、合併特例加算の終了及び人口減少による交付額の減少

2 町税は、新型コロナウイルス感染症の影響、人口減や少子高齢化による減少

3 道の駅したら、斎苑等の大型事業の終了に伴う財政規模の縮小

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増加

こうしたことなどにより、以前に増して厳しくなると考えられますが、令和元年度に策定した財政中期見通しを踏まえ、「最小の経費で最大の効果」をあげるという原点に立ち返るとともに、選択と集中による事務事業の再編を基本としました。具体的には、

- ・安易な前例踏襲はしない

- ・制度や事務事業の根本に立ち返り、必要な見直しと再構築を行うことに重点を置くとともに、事業創設と廃止についても現状分析と将来見通しを適切に行い、慎重に判断することとしました。

併せて、「第2次設楽町総合計画」の目標指標達成に向けた施策の継続実施、また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョン等を踏まえた移住定住施策の充実の他、町独自の地方創生に係る施策の更なる展開を図り、加えて、新型コロナウイルス感染症対策として必要な施策の実施、各種行事・イベントの見直しにも心がけました。

最後に、「令和3年度当初予算の概要等」について申し上げます。

一般会計と11 特別会計を合わせた当初予算の規模は、前年比16.3%減の8,024,560千円となりました。

このうち一般会計は5,761,350千円で、前年比17.7%減、金額にして1,237,150千円の大幅な減となりました。これは、令和2年度で清崎地区の道の駅したら、八橋地区の新しい斎苑、そして田口地区公共下水道の処理場などの大型事業が終了したことによるものです。

続いて、令和3年度の主な事業、新規事業など、第2次総合計画にある「まちづくりの6つの行動指針」に沿った形で説明してまいります。

最初は「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります。

これからのまちづくりは、行政や議会だけでなく、住民や事業者などと一緒に全員協働の視点で取り組んでいきます。

具体的には、

- ・各地域の移住定住推進組織と協力して、引き続き、移住者の受入れ体制を充実するとともに、空き家バンク事業等の更なる有効活用を進めます。そのほか、関係機関との連携や新築家屋建築への助成も継続し、年間10世帯の移住者確保を目指します。

- ・また、各地域で活動している組織が、地域の現状を把握するきっかけづくりと課題の洗い出しを行い、行政と一緒に地域課題の解決に向けて行動を起こす体制づくりを目指します。

- ・「第2次設楽町男女共同参画基本計画」の具体化を進め、行政と住民が更なる連携のもと、男女共同参画社会の実現を目指します。

2番目は「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。

本町は「縁と水」に恵まれたまちです。この恵まれた自然環境の保全を図るとともに、様々な取組や活用を通じて、町のPRに活用してまいります。

具体的には、

・「第2次設楽町森づくり基本計画」で策定した施策について、森林環境譲与税等を財源として活用しつつ、計画的に実施していきます。

一例として、町内の山林で伐採した間伐材を利活用するための「間伐材搬出事業」や、林業の労働負荷や素材搬出にかかるコスト低減を図るための「林業経営作業道開設事業」などへの補助を継続いたします。

また、森林施業の集約化を進めるため、「森林境界明確化事業」の内容を見直して充実させるとともに、循環型林業を推進するため「循環型林業推進事業」に対する補助制度を創設いたしました。

・設楽ダムに係る小水力発電施設について、令和2年度に実施した事業性評価調査の結果を踏まえ、その運用について最も適した方策の検討を行います。また、ダム振興専門官を配置して、必要な各種手続き等の準備を進めます。

・環境衛生対策としては、可燃ゴミを民間事業者の焼却場に搬送するために、中田クリーンセンターで要する破砕機の購入に対し、北設広域事務組合へ負担金を支出します。

また、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づいた、北設広域事務組合及び構成町村と新城市、豊川市及び蒲郡市との広域化運営については、引き続き協議を重ねていきます。

3番目は、「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。

農業、林業、水産業や商工業など、町の産業を取り巻く環境は、時代の変化、少子高齢化や人口減少により厳しい状況となっておりますが、道路網の整備や設楽ダム建設事業を生かして、産業の活力と魅力を引き出し、観光施策と連携させて活性化を図ります。

具体的には、

・清崎地区で建設を進めていた「道の駅したら」を5月中旬にオープンいたします。町民の皆さんと町が協力して各種の催し物を実施するなど、町の活性化の役割を担う中心的施設として新たな「にぎわいの場」を創出します。また、新たな観光拠点として、町の観光案内を始め、道路状況等も含めた奥三河地域の情報発信に努めます。

・新型コロナウイルス感染症の影響により延期された世界ラリー選手権が、11月に設楽町で実施されますので、その機運を盛り上げるとともに観戦場所の整備などを進め、関係機関・住民と協力して町のPRとイメージアップを図ります。

・「観光まちづくり基本計画」に基づき、地域住民が主役となって進める観光施策を支援するとともに、引き続き町の魅力を町内外にPRしていきます。

また、設楽ダム湖周辺整備計画の実現に向けた実施計画の策定に着手いたします。

・段戸裏谷原生林の「きららの森ビジターセンター(仮称)」の整備に向けて、国有地の購入等の手続きを進めます。また、面ノ木公園及び、つぐグリーンパークの施設についても、引き続き快適に利用できるよう設備改修等を進めます。

・地域おこし協力隊が立ち上げた、一般社団法人奥三河高原アウトドア協会が計画・実施するオリエンテーリングの開催を支援していきます。このオリエンテーリングは、健康増進につながるとともに、スポーツ競技として町民始め多くの人々の新たな楽しみにもつながるものと思いますので、その普及に努めていきたいと考えています。

また、近年のキャンプブームや自然志向の高まりに着目し、段戸裏谷原生林や面ノ木公園などの更なる利用を考えていますが、これらの場所が愛知県オリエンテーリング協会から世界規模の大会が開催できるのでは、とのお話もありましたので、2026年に愛知県で開催が予定されておりますアジア大会のオリエンテーリング競技会場として、誘致に向けて働きかけを行いたいと考えています。これを実現することで、町への来訪者の増加と更なる賑わいの創出に役立つものと思っております。

4番目は「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。

「第2期総合戦略」の「人口ビジョン」の目標として掲げた、2060年における人口3,000人の維持の達成に向けて、引き続き「10世帯の子育て世帯」移住のための各種施策を展開するとともに、将来の暮らしに必要な道路網を始めとする生活環境や交通環境の整備を図ります。

具体的には、

- ・近年の台風や集中豪雨による深刻な被害の他、大規模地震の発生に備え、防災・減災への備えは急務となっています。このため、令和3年度では、防災行政無線設備の更新に合わせ、スマートフォンを利用した情報伝達体制の整備を進めます。併せて、住民や自主防災組織と協力して地域の防災力・減災力を更に強化するとともに、より実践的な防災訓練を実施し、迅速な避難行動につなげます。

- ・令和3年度から一部供用となる田口地区公共下水道整備事業は、残りの管渠工事を早期に進めるとともに、宅内工事の推進を図り、加入率の向上に努めます。

- ・水道事業については、田口地区及び名倉・津具地区において配水管の耐震化更新工事を進めます。

- ・農業集落排水事業については、「農業集落排水事業最適整備構想」に基づき、津具地区に続いて名倉地区においても施設整備の改修を進めます。

- ・北設広域事務組合で運営している情報ネットワーク施設については、引き続き機器等の更新を進めるとともに、インターネットの高速大容量化を図る整備を進めます。

- ・町道については、適切な維持・管理に努めるとともに路線の改良工事等を始め、橋梁の補修を計画的に進めます。併せて通学路安全対策についても、引き続きグリーンベルト等の設置を図ります。

- ・林道については、森林整備・林業経営の効率化を図り、車両の安全確保のため、開設1路線、改良6路線、舗装3路線の整備を進めます。

- ・農道については、令和4年度の広域営農団地農道整備事業奥三河2期地区の供用開始を目指すとともに、改良4路線、舗装1路線の整備を進めます。

5番目は「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。

子どもから高齢者、障害者、これを支える家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援サービス、医療・介護サービス、障害福祉サービス、健康づくり支援等を充実させ、地域住民がお互いに支え合う地域づくりを進めます。

具体的には、

- ・妊産婦の心理的不安の解消や育児方法の助言を行う助産師による訪問事業の充実を図るとともに、妊産婦の医療費自己負担額の助成制度を実施します。

・引き続き子どもを安心して保育園に預けることができる体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた延長保育や子育て世代の悩みや相談に応えることができる仕組みづくりも目指します。併せて、子どもセンターを子育て支援の拠点とし、町内全域における学童保育の運営を含めて多様な子育て支援サービスを展開いたします。

・つぐ診療所においては、常勤医師によるターミナルケア等在宅医療の充実と、関係機関との連携による患者に寄り添った医療サービスを引き続き提供していきます。

・介護保険事業については、第8期東三河広域連合介護保険事業計画に基づいて各種事業を進めます。また、高齢者世帯等への配食サービス事業は、令和2年度から最大週5回の提供に拡充しましたが、安定した提供ができるよう体制の強化を目指します。

新規事業として、コロナ禍の外出自粛等による高齢者フレイルの進行を防止するため、要支援・要介護者を早期発見・把握する調査を実施いたします。

・国民健康保険事業は、愛知県との共同運営のもと事業を進め、地域性や被保険者の負担を考慮した適切な保険料率の設定に努めます。

・令和3年度を始期とする「高齢者福祉計画」に基づいて、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

また、高齢者等ふれあいゴミ収集事業を継続するとともに、地域における介護予防活動を行うグループへの支援の強化のほか、「認知症カフェ」の充実を図ります。

さらに、高齢者の交通事故防止のための安全運転サポートカー等の購入に対する助成を継続し、福祉移送サービスやタクシー運行補助については、利便性が向上する制度の研究を進めるとともに、高齢者の新たな移動手段の確保のため、愛知県移動支援モデル事業を受託して、令和4年度まで実証実験を進めます。

・令和3年度を始期とする「障害者計画、第5期障害福祉計画・障害児福祉計画」の理念に基づいた「まちづくり」の実現を目指します。

・「健康日本21・設楽町いきいきしたら計画」及び「設楽町自殺対策計画」に基づいて、引き続き住民の健康を支援する環境づくりを進めるとともに、一人一人が心の健康に関心を持ち、安心して暮せる町づくりを目指します。

・基本健診やがん検診においては、より受診しやすい体制整備に努めるとともに、個人負担費用の無償化、高校生以下の子どもと65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の費用の全額補助制度を継続するなど、町民の健康寿命の延伸につながる支援を継続いたします。

・新型コロナのワクチン接種については、関係機関との連携のもと、必要な体制整備を行うとともに、安全かつ確実な接種を実施いたします。

最後は「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。

町民の皆が、豊かな人間性をはぐくみ、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、「学び」の環境の構築や機会づくりを進めます。

また、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援します。

具体的には、

・GIGAスクール構想に基づいて、学校教育におけるICTを活用した授業支援の充実を図ります。

また、町内小中学校の今後の体制については「小中学校適正配置検討委員会」からの提言に基づいて、小規模校の今後の方向性について具体的な検討に取りかかります。

・郡内唯一の高校である県立田口高校の魅力化に、郡内3町村を挙げて取り組んでいきます。各種資格取得費助成制度を継続するなど人材育成の支援を行い、入学希望者の増加を目指すとともに、同校の目指す将来像に寄り添う支援制度の創設に取りかかり、進学先として生徒と保護者から選ばれる学校づくりの支援を行います。

また、同校の生徒や郡内の中学生に地元企業を紹介するとともに、地元で働くことを具体的にイメージできる企業展である「お仕事フェア」を引き続き開催し、若年層の地元定着を図ります。

・新たにオープンする奥三河郷土館は、地域の自然、歴史、民俗など、この地域ならではの資料館として展示内容・方法の工夫を図るとともに、PR活動や情報発信を行い、多くの人々に訪れていただくよう努めます。また、新たに専門の学芸員を配置し、来館者へわかりやすく、興味や関心を高めてもらえるような説明を行うとともに、特色ある企画展などを計画・開催して魅力のある資料館となるよう運用を図ります。

・中学3年生を対象とする海外派遣事業は、従来同様の実施を見越して予算を計上いたしましたでしたが、現地や関係機関等との協議を幾度も重ね、熟慮の結果、令和3年度の実施を見送ることいたしました。今後は、代替事業を含め、子どもたちの成長と人づくりの一助となる事業を早急に検討してまいります。なお、令和4年度以降については、今後の状況を勘案しての判断となりますが、基本的には実施する方針としております。

以上、新年度予算におけるまちづくり施策の一端を申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願うとともに、町民の皆様が将来にわたって明るい希望が持てる町づくりを目指すという決意のもと、誠心誠意努力していく所存であります。どうか、議員各位を始め、町民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算の詳細につきましては、担当課長が後ほど説明いたしますので御了承願います。

議長 日程第6「教育方針説明」を行います。

教育長から、申出がありましたので、これを許します。

教育長 皆さん、おはようございます。町長の施政方針に続きまして、令和3年度の設楽町教育行政の方針を申し上げます。

教育行政の推進につきましては、議員各位及び町民の皆様の日頃からの御支援と格別なる御理解に心から感謝申し上げます。令和3年度においても、これまでと同様に、「教育は人づくり」を基本理念として、「柔軟に、たくましく生きる子供の育成」そして「礼節、思いやり、町に愛着と誇りを持った、地域を支える人材の育成」を基本的な取組事項として、道徳教育、特別支援教育、ICT教育、キャリア教育、英語教育などを重点項目に掲げ「総合教育会議」において、町長と教育委員会が意思疎通を図り、基本理念の円滑な実現をめざしてまいります。

令和3年度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって義務化され、平成27年度に策定しました「設楽町教育大綱」の対象期間が満了することから、これまで設楽町総合計画に委ねていた設楽町の「教育基本方針」を「教育大綱」と融合させ、たくましく、礼節・思いやりの心を持ち、自ら考え行動でき、設楽町に誇りと愛着を持ち、地域を支える子どもの育成を基本的な方向として「設楽町教育振興基本計画」を策定してまいります。

この教育振興基本計画では、生きる力を育む学校教育の推進として、一人一人に対応した、また、保育園、小学校、中学校の連携の強化など、具体的な取組を示してまいります。その一つとして、平成30年度から始めました「小中学校の適正配置」の検討について、適正配置検討委員会から出された「提言書」の考え方を踏まえ、「今後の児童生徒数を見据えた学校の適正配置」について、具体的に進めて参ります。

また、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標、いわゆるSDGs(エスディーゼーズ)についてです。これは、これからの世代を生きる子どもたちが理解し、実践していけるよう啓発に努めたいと考えております。

昨年度は、「1人1台の学習用情報端末」を確保し、「高速大容量の通信ネットワーク」を整備することにより、「教育の質の向上」と「教職員の負担軽減」を図ることをめざした「GIGAスクール構想」が全国的に推し進められました。

設楽町におきましても「ICT教育」を推進するため、校内無線LANのアクセスポイントの増設整備やタブレット端末の整備を進めて参りました。こうして基本的なところの環境が整いましたので、次には「GIGAスクール構想」の目指す「インターネットを利用した調べる学習」や「文章作成やプレゼンソフトの利用」そして「写真や動画を活用した学習」「デジタル教科書の活用」などによって、いわゆる「主体的な学び」につながるよう、更には、教職員の多忙化の解消が課題となっている中、採点や添削がタブレット教材等を使用することで教職員の負担軽減につながるよう努めてまいります。このため、「小中学校ICT活用支援員」を引き続き配置し、こうした機器の実践的な活用ができる様、新しい学習指導要領に沿った教育を推進してまいります。

休暇が取りにくい教職員の休暇取得促進のための「学校閉庁日」を引き続き設定し、より休暇がとりやすい環境を整えるとともに、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施して、メンタル不調による教職員の休職などの防止に努めて参ります。

また、新設された3年生・4年生の「外国語活動」や教科化された5・6年生の外国語学習に対応するため、外国語指導助手の2名体制を引き続き実施していきます。

いじめ問題への対応につきましては「いつでも、どの子も、どこの学校でも起こりうる」ということを常に意識し、学校現場では「早期発見」「早期対応」を念頭に生徒指導に努めているところですが、より一層の強化を図るために、教育委員会と学校が情報の共有を行い、組織的な取り組み体制により実効性のある対応を引き続きしていくと共に「設楽町いじめ対策委員会」や「設楽町いじめ防止対策協議会」などと連携を密にして、より一層の防止に努めてまいります。

特別な支援を必要とする児童生徒のために、学校における生活動作や学習活動の支援を行う「特別支援教育支援員」の人材を確保するとともに、特定の教科について、学年相当の習得状況と比べ、著しく遅れが見られる児童への学習支援をするため、教員免許保持者による「学習指導員」を引き続き配置したいと考えています。

文化財につきましては、国指定、県指定、町指定文化財の適切な保護に努めるとともに、これまで収集された貴重なこの地域の資料については、新しい奥三河郷土館での活用に努めて参ります。

教育を取り巻く環境は、今後も大変厳しい状況になって行くことが予想されます。

特に、昨年中国武漢市が発生源といわれています、新型コロナウイルス感染症には、全国一斉休業というこれまでにない事態となり、学校教育を進める上で、大きな負担となりました。あれから1年が経過し、未だに新型ウイルスの脅威は衰えていません。世界的には、ワクチン接種が始められましたが、我が国では、まだまだ十分ではありません。学校でクラスターが発生すれば、広範囲にその影響が及ぶことになるため、引き続き、気を緩めることなく感染予防に努める必要があります。これには、教育・学校関係者だけでなく、町民の皆様と一丸となって進めていかなければなりません。引き続き、町民の皆様の御協力をお願いいたします。

私たちは、設楽町の宝である子供達の健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、教育委員自身も全国の教育委員を対象とした中央研修に積極的に参加するなどして識見を広め、着実に教育行政の推進をして参りますが、議員各位をはじめ町民の皆様にも、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和3年度の教育行政方針といたします。よろしくお願いいたします。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時5分まで休憩といたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時05分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、承認第3号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 「専決処分の承認について」(母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

まず冒頭、申し訳ありませんが、専決処分書の理由欄2段目に記載する「児童手当法」は「児童扶養手当法」の誤りでありますので、修正をお願いしたいと思います。

それでは、説明に入ります。

本件につきましては、「地方自治法」第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月22日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

具体的な改正は、母子家庭等医療費が準用しています児童扶養手当の所得制限に係る条項を新設する「児童扶養手当法の一部改正」がありましたが、当該改正

分は他の制度が準用することを想定した規定でなく、当該条例に該当しないことから、「母子家庭等医療費」の支給については、従前どおり所得限度額を計算するものであります。

さらに愛知県においても「福祉医療費支給事業事務取扱要領」を一部改正しましたので、本条例第2条第3項における「所得の範囲及び計算方法」を示す準用規定について、愛知県と同一内容で、明確に示す改正であります。

なお、県の事務要領の一部改正の施行日であります令和3年3月1日に合わせて施行するため、専決処分をしたものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

承認第3号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第3号は、承認されました。

議長 日程第8、同意第1号「設楽町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 同意第1号「設楽町教育委員会教育長の任命について」

次の者を設楽町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者の氏名につきましては、後藤義男。任命をする理由であります。後藤義男氏にありましては、設楽町教育行政に対し、現状を理解し、よく熟知されているということに合わせ、現状今進めております学校適正配置等の、こうした課題を始め、全般にわたります業務遂行にあたっては、真摯に取り組んでおるところであり、信頼ができるものであります。よって適任であると判断し、任命をするものであります。よろしく願います。

議長 それでは、後藤教育長の退席を求めます。

〔教育長退席〕

議長 同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11高森 後藤氏は、識見、それから人格共に大変立派な方ですので、引き続き続投を願います。

以上です。

9山口 先ほど、教育長のほうから令和3年度の設楽町教育方針等々説明がございました。それにともなって後藤義男教育長が継続と、今提案を町長がされたわけがありますけれども。2期の実績をもって、説明があったとおりに大変難しい教育運営・行政の時期に入っているという時期に、特に町長が、町長として教育長に対し、教育行政についての注文をしていくというのか、これだけはしっかりやれよ

というような期待等々、伝えてあることがございましたら共に説明をいただけたらと思います。

町長 先ほども申し上げましたけれども、今設楽町の教育行政の中では、やはり学校の配置計画ですとか、また、学校全体を見た教育方針そして今後の学校運営に携わる、そういったものに対して重要な判断をしていかなければならない、そんな状況下にあると認識をしております。そういった状況下において、なかなか町民の皆様方を始め、もちろん学校の生徒さん、そして教育関係者、学校の先生方の意見集約をしながらこうした課題に取り組んでいくためには、いろいろな多方面にあたっての判断力、そして説明力、そうしたものが重要な事になろうかと理解しております。よって、そうしたものを、また事を順調に進めていくためには、私としても期待をし、頼らなければならない部分が多々あると思っております。そういうようなことを含めて、今回改めて教育長に後藤氏を推薦、また任命をする意思でありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

同意第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第1号は、同意することに決定しました。

後藤教育長、入場してください。

〔教育長入場〕

議長 ただいま選任されました後藤教育長からあいさつをいただきたいと思っております。

教育長 選任していただきましてありがとうございます。これで新しい制度になってから3期目になります。一生懸命努めてまいります。御協力をお願いします。ありがとうございます。

〔拍手〕

議長 日程第9 議案第8号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号「工事請負契約の締結について」

本議案の「設楽町簡易水道導水管布設工事(その1)」の請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条による5,000万円以上の工事契約に該当するため、「事後審査型一般競争入札」を執行したところ、2月18日に2社による応札の結果、工事請負金額を201,300千円として、落札者のカネハチ建設株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

入札の執行状況は、参考資料に示すとおり税抜186,580千円の予定価格に対し、落札価格は税抜183,000千円で、落札率は98.08%であります。

工事内容は、施工位置図の赤線で示す、東納庫地内において林道境川線と林道根道外線の交点から境川橋から約3キロメートル上部地点までを施工区間とし、総延長1602.7メートルの導水管の布設及びステンレス鋼管による水管橋2橋の架設に係る導水管布設工事であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 議案第9号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第9号「工事請負契約の変更について」

本議案は、令和2年9月3日に議会議決を得た東納庫・丸根地内の「簡易水道配水管更新工事」に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更理由は、参考資料の「施工位置図」の赤色で示す町道大平寺屋敷線内において、道路管理者との協議結果に基づき、掘削影響幅が増えたことに伴い、舗装復旧工を619平方メートル追加するものであります。

また、最小限の断水エリアでの施工に努めたことによる仮配管工及び不断水ストッパー工を皆減することも合わせまして、当初の契約金額51,590千円から55,696,300円に4,106,300円増額する変更であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 変更額が、増額として4,106,300円でありますけれども、6の変更内容に沿って、舗装復旧工はどれだけふえて、仮配管工、不断水ストッパー工は従来どれだけの予定価格であったのかということをお知らせください。

生活課長 すみません、お待たせいたしました。諸経費がありますので、今回比較が出来るのが直工事になりますので、その辺を申し訳ないですけれども御了承いただきたいと思います。舗装復旧につきましては、およそ310万円の増額となっております。仮配管につきましては、65万円の減、不断水ストッパーにつきましては、8万円ほどの減額となっております。

以上です。

議長 ほかありませんか。

10田中 ふえた分が310万円で、減った分が73万円ですから、410万円には届かないのですが。

生活課長 今御説明させていただいたのは、諸経費なしの直工事であります。それに諸経費が載ってきますので今回の変更金額になってまいります。

以上です。

11高森 この道路は、名倉のゴルフ場へ通じるメインだと思うのですが、ここを工事をすると、ゴルフ場へのお客さんのアクセスがどうなるのか心配なのですが、そういう対策はなさるのですか。

生活課長 この道路、真ん中にセンターラインが入っている道路で、割合広い道路であります。ですので、片側で工事をさせていただいて、片側交互通行という形で工事を遂行させていただきました。

議長 ほか質疑ございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第11 議案第10号「製造請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第10号「製造請負契約の変更について」

本議案につきましては、平成29年9月5日に議会議決を得た「設楽町歴史民俗資料館(仮称)展示制作業務委託」に係る製造請負契約について、一部制作費の変更が生じたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約額につきましては、当初の契約金額2億5,920万円から2億6,798万640円に8,780,640円増額する変更であります。

なお、この契約の変更につきましても、先の臨時会における「歴史民俗資料館・道の駅(仮称)の建築工事」で指摘されました、工事請負契約の変更と同様、工期末での一括変更契約議案の上程となりましたことは、誠に申し訳ありません。

今後、継続事業等、複数年にわたる大きな事業につきましては、事業の進捗状況を踏まえ、節目節目において明確な変更事項が生じたならば、早急に議会へ上程し対応して参りますので、よろしく願います。

それでは、参考資料、図面にに基づき、変更理由及び変更内容の詳細について、教育課長からわかりやすく説明します。

教育課長 失礼します。では、変更内容について、出来る限りわかりやすく説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議案の裏面ですね、参考資料があります。上段の金額、今副町長が説明させていただいた通り、8,780,640円の増ということですので。

変更理由を簡潔に申し上げますと、展示レイアウトの形状変更が必要となり、展示エリアの再設計を行う事になったためということになります。

6 変更内容の(2)および(3)が変更内容となるわけなのですが、展示室内において、各展示部門の配置変更を行ったこと。また、全体として1階の展示ゾーンの取りやめ、及びその代替として2階に情報コーナーを設置したことなどによるものであります。

具体的な変更内容の詳細につきましては、これとは別に1枚追加資料を用意させていただきました。一番上に(議案第10号 参考資料2)というA4サイズを1枚お手元に用意させていただきましたので、御覧いただければと思います。

その参考資料2の、まず(1)変更概要については、ここにありますように先ほど説明した内容であります。

(2)変更の詳細についてです。当初契約の後に展示レイアウトの形状を変更する必要が生じまして、それにより改めて資料館全体の空間を見直し、再設計を行いました。後ほど図面で説明させていただきますけれども、1階の展示部分を、一部展示を2階に統合しました。展示面積自体は変わりませんが、相対的に展示密度が上がったため、展示棚や関連備品、例えばスポット照明とか、展示用パーツ、展示品の解説パネルなどですが、こういった構成される要素について配置を調整する必要が生じたということになります。

図面のほうを、では説明させていただきます。図面A3が3枚ございます。参考資料2の真ん中あたりにあります、主な変更内容①・②・③もありますけれども、これもあわせてこの中で説明をさせていただきます。

まず1枚目です。変更前の1階部分であります。グレーに塗られた部分が展示スペースになりますけれども、この機能を取りやめるとともに、インフォメーションとサロンについては2階へ移したという形になります。これが主な変更内容の①にあたる部分になります。これによりまして、当展示業務にて受託されている乃村工芸社の扱い部分はこの1階フロアにはなくなりました。

インフォメーションのスペースでありました部分は、エントランスホールに集約しまして、椅子とか丸テーブルを複数配置しまして、休憩をしていただいたり、関連冊子とかパンフレット等も並べるスペースもありますので、それらをゆっくり見ていただけるような場としました。また、必要に応じて簡易な展示が可能なスペースとしても機能しております。

明治期の民家とありますが、いわゆる古民家は変更後はその右側にありますサロン展示の箇所を場所を移して配置されますが、当契約とは別注で行っております。

2枚目をお願いいたします。変更前の2階の部分です。フロアのほとんど、グレーに塗られた部分が展示スペースでありまして、各展示ゾーンが分けられています。真ん中左側の円形の展示スペース、それから右上の円形の展示スペース、この間を直線の展示が結ぶようなレイアウトでありました。展示棚は基本的に4方向にあります。壁に張り付くような形で添えられておりました。

この変更後の図面が3枚目になります。3枚目は変更後の2階の部分であります。先ほど説明しましたように、当展示業務の対象となるゾーンが1階にはなくなりましたので、変更後の平面図の添付は、この2階部分のみとさせていただきますので御理解のほうをお願いいたします。

カラフルな色に塗り分けられておりますけれども、各展示ゾーンを区分してしたものをつけさせていただいたというものであります。文字が小さくて誠に申し訳ないのですけれども、左下、薄いグレーがありますけれども、ここが導入、入り口になります。導入展示、床地図が設置してあります。当時は導入ゾーンとして、展示室に入る手前に配置しておりましたが、入る手前に配置しておりましたが、アーカイブ情報コーナー等の設置に伴いまして展示室内へと取り込みました。これが主な変更でいいです②にあたります。

そこから上に歩いていきますと、収納品の展示が始まるという形です。「設楽の森」というところを抜けて順に、緑色は自然環境、肌色は地質の関係、その下のオレンジ色、これが歴史と民俗というものに続いていきます。その右、大きな面積のブルーは、人々の暮らしや生活に関するゾーンということで、左上から右下に向けて順に①の「家族の役割」、②「山間地の農家の営み」、③「まちのにぎわい」、④「地域に生きる」⑤「人びとのいのり」といった各テーマに分けられております。

更にその右側が、民俗芸能展示となっております。壁には、プロジェクターにより、町内の伝統芸能が映像展示されておまして、独特な鐘や太鼓の音とか、舞う方々のかけ声なども再現されるということです。これが、主な変更内容の③にあたるものです。

また、右下の薄紫の部分、この部屋には戦争展示を集約いたしました。

そのほかでは、1階に予定をしておりました、サロン機能や情報コーナーを左下の箇所に設置しております。町民の皆さんによるメッセージ映像が流れるコーナー、それからパソコンで検索可能なアーカイブ情報コーナーを設置しました。その先の展示室へ向かう前に気持ちを高めてもらえるのではないかとというふうに期待をしております。

参考資料2の中ほどに、レイアウトの形状変更により受けた影響というのを具体的に並べさせていただきました。この説明をさせていただきます。

展示室内のレイアウトが変更されましたことは、各平面図を見比べていただければ、一目瞭然ではありますけれども、個々の内容について、先ほどの平面図の説明と重複する部分以外を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「自然環境」や「自然史部門展示」の変更は、大きな円形状の展示を全体のスペース制約のために、機能的に並べ替えたものであります。

「テーマ展示」5か所の形状変更も先ほど説明したとおりであります。

映像装置は、各ゾーンに1つずつ置くというような想定もあったのですが、コスト面、それから収蔵品展示をさらに充実させたいというような思いがありまして、絞り込みを行ったというところでもあります。

民俗芸能の映像シアターは、当初は円形で左右まで及ぶような広角のスクリーン展示の想定ではありましたが、防火扉の設置位置決め、それから人の動線などを考慮しまして、シンプルな平面スクリーンへ変更したということになります。

展示棚についてですが、当初、展示室の壁に沿って配置をしておりましたと説明をしましたが、3枚目の図面にありますように、その壁沿いに加えて、フロア内を縦横に十字を切るようなところも含めて巡らせることで、展示スペースを更に確保しました。これによりゾーンを区分けして、かつ、一定の観覧のル

ート、流れを作ることにもつながりまして、観覧をされるみなさんが展示品をもれなく、また、見やすく歩いて行けるという利点にもつながってまいります。

ただ、それに伴い、展示棚の造りが平板だったものが、複雑な造りになりました。いくつかの面を組み合わせで構成されるゾーンがあるということから、展示・解説にかかるパネルも相応に必要になってくるということにもつながりました。各棚に合わせて分割したり、枚数をふやすことも必要になりました。各展示棚の側面は、当初は板状の造りが主だったのですが、展示資料の多い箇所などについては、格子状の壁にしました。比較的軽量の展示品とか、丈夫な展示品については、壁に貼り付けてしまうのではなく、展示品の背中にかぎ状のフックを設けまして、格子にこのように掛けるようなことができるようにしました。これにより、展示品を場合によって取り外したり並べ替えをできるというのがメリットであります。また、透過性というか、見通しも良くなりまして、見やすくなると。それから照明効率も上がるというようなメリットもあるかと思えます。安全面を考えると、物によりましては、接着固定するべきというものもあると思えますので、展示品の性質とか、展示場所などに応じて、そこは判断して工夫をしていきたいと思っております。

以上の、各見直しによりまして機能面を多くアップしましたけれども、相応の経費増も見込まれましたので、展示の仕方とか装飾、それから照明なども一部見直し、削るなどしてコストダウンを図りましたけれども、増額分を相殺することはできず、この変更額が出たという形になりました。

参考資料2の一番下になりますけれども、(3)変更額の内訳を示させていただきました。ただ今説明してきました内容に基づく増額及び減額であります。

変更内容、個々の物品とか工作物の単位で、ふえた、減ったを示すことがなかなか難しいので、こうした示し方をさせていただきましたことを御理解いただければと思います。

説明は以上になるのですが、展示室の形が少しずつ具体的になっていく中で、関わっていく皆さんがより良いものを作りたい、見ていただきたいと、私どももちろん含めてなのですが、そういう思いが幾重にも重なりまして、何度も見直しですとか詰めの作業を本当に繰り返し繰り返し行ってきたということで、この時期にこういう説明変更をするということで誠に心苦しく思うところなのですが、今後より良い施設を恒久的に展開をしていくためにということで進めさせていただきましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

- 6 金田(文) 関係の皆様が、より良いものを、という御努力をくださったことには感謝いたします。ただ、よくわからないのは、今日配っていただいた資料の(2)の変更の詳細のところ、「当初契約後に展示例レイアウトの形状変更が必要」と、その必要性が生じた理由がちょっとよくわかりませんでした。で、変更した後にこういうふうになりましたよということはわかりましたが。町民の皆さんの税金を使うわけですので、この契約を変更して再設計したあと、再設計のお金もきつとかかっていると思うので、予定よりもどれだけ余分にお金がかかったのか、概算で結構ですので教えてください。

教育課長 金額がどれだけふえたか、減ったかというのは、参考資料2の(3)に内訳として上げさせていただいている部分でありまして、それぞれの内容については、ずっと説明してきたものの積み上げですという説明をさせていただいたつもりなのですが、こういう項目立てで御理解いただければというお願いをしましたが、よろしかったでしょうか。

6 金田(文) 878万円が増額されたというふうに書いてあるのですが、再設計をした金額もこの中に含まれているということですか。

教育課長 はい、再設計をした金額も全て含んだ上でのこの変更額として上げさせていただきます。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 議案のほうの参考資料ですけれども、変更の理由が、要するに防火シャッターの問題と、壁板の設置ということで、それが多分変わったから契約金額が変更になったということはわかるのですが、その前段階の、1階の、添付の図面の灰色の部分ですね、これを2階に上げたということですよ、それはもともと発端になってシャッターや壁の構造を変える工事変更をしなければならなくなったと思うのですが、1階のものを上に上げるというのは、どういう意見が出て上に上げるということになったのか。多分バラバラに展示をするのは手間暇がかかると、こういうことかなと思うのですが、その理由はどうでしょうか。

教育課長 先ほどもちょっと触れましたけれども、1枚目の平面図を見ていただいて、そこの部分ですね。明治期の民家と、古民家が載っておりますが、見方によっては斜めなちょっと無理に入れたというふうに見えてしまう方もみえるかもしれないけれども、実際にこれを具体化していこうとすると、やはり、その奥にトイレとかがあるのですけれども、そこに干渉すると。通れるのですけれども、そこに大きな古民家が入ってくるので一番最初に入って来たエントランスとして圧迫感があるし、そこは見直したいということ。それから、古民家は今、旧の郷土館にもありますけれども、当時の暮らしぶりを偲ぶ、具体的にイメージしやすい施設として、来場された方の良い印象もいただいておりますので、そういうものをできるだけ削ったり、省くことなく、しっかりと置きたいという思いがありまして、右側のサロン展示のほうにしっかりとした形でつけさせていただいたというところで。詰めていく中でより良いものという意味でそれをさせていただいたというのが、ここが動いた理由になります。

10 田中 そうすると、あとの1階のインフォメーション、それからサロンの部分かなり広く、空間になってくるのですが、これはどんなふうにご利用をするつもりなのでしょうか。

教育課長 古民家が、大きな文字で「サロン展示」と書いてある所、四角が3つ並んでいる真ん中に中心としてどんと据えられます。それから、その3つある四角の右側「したらサロン」と小さい文字で書いてある部分、ここに関連の用具とか器具とか、暮らしを偲ぶ展示物が並べられるということで、ここの大きな四角3つがほぼ古民家で網羅される形になります。一番下のスロープを下りてきて入ってくるというスペースはもちろん空くのですけれども、その動線は確保しますけれども、古民家のウエイトがかなりを占めるということで。ほかの物を置くスペースとしては想定できないというところがあります。

あと、エントランスのところにつきましても、これも先ほど説明をさせていただいておりますけれども、サロンの要素も出てくるのですけれども、休憩できる

丸テーブル、椅子を置く、資料を見ていただく、場合によってはこちらの職員と話をさせていただくという事も含めて、そういう交流ができる場、資料を見ることが出来る場として必要であるスペースであると認識しております。

10田中 古民家の展示をそういうふうにするほうがいいよと、あ、明治期の民家の展示。それに対して3部屋を使うと。この図面で見ると限り明治期の民家は、1つの部屋くらいに該当する広さなんだけれども、それを移動して3つくらい使ってやるということで。もっと小さくできないのかなという思いもあるのですが。誰がこれはそういう意見を出して、どこで決まったのか。工事関係者だとか、展示関係者だとか、あるいは郷土館の運営されている方、どういう方々から意見が出てどこで決まったのですか。

教育課長 まず、スペースの話ですが、四角3つと言いましたけれども、スロープを下りてきて入る動線を確保すると、実質は2つプラスアルファくらいになります。ここに古民家の四角が斜めに作ってありますけれども、実際には本当はもうちょっと大きいものをここに付けたかったというのがあります。これをそのままパズルのようにはめるのだったら、ぼんと入りますけれども、本来は、今ある施設は見ていただいたことはもちろんあると思いますけれども、それを納めるとなると、本当はここは全て埋まってしまうくらいな感じになります。家だけではなくて、周りの家畜の関係であったりとか、家の周りにこんなものがありましたよというのを並べたりすると、本当にいっぱいになりますので、そういうものはさっき申し上げました、右側の小さな字の「したらサロン」というところにも適正に配置するということがありますので、本当にこれを展示するためには、むしろ正直もっとスペースが欲しいくらいのところでやらせていただきました。

失礼しました、経緯を言いそびれました。経緯は、そういう思いを持っているのは私ももちろんなのですけれども、そこを管理されている館長とか、文化財保護審議委員の方々、関係の方々ともどういうふうに進めていくか、どういうふうに進んでいくかを、幾度も協議する中で出てきているわけなのですけれども。そういう中で、さっきもあれは大切な資産だよということを私も言いましたけれども、そういう思いを皆さん持っておられて、それをできるだけそのままの形でやりたいと、その協議の場で何度も話し合ったと。それで、業者にこれは今のままでどれくらい収まるのだという、その設計の部分も含めて話合いをして擦り合わせを行った、妥協しなければいけないところは妥協する、こっちは主張したいところは主張するという話合いを幾度も行ったということで。そういう方々と、この設計を含めた協議をした、その成果としてこの形となったということであります。

議長 よろしいですか。

9山口 同じ質問でありますけれども、要は良くなることに越したことはありませんので、反対するとかそういう質問ではございません。経緯で、非常に抽象的な説明なんですよ。「こうしたほうが良いと言われました、皆さんの声です」「委員の方々の」ではなくて、どこの組織がどう決めて、例えば建設委員会だとか、組織のまとまりの意見でこのように変更が生じたという説明だと聞きやすいんですけれども。「皆さんの意見を聞いてこのようにしました」、その「皆さん」は誰なんですか、という田中君の意見だと思いますけど。やはり、組織で動いていますので、きっとその組織で決定してこのような変更に届いたというふうを受け取っていますので。「議会等々で承認された第1設計の変更において、見直し

がこのような委員会で見直されて変更することが発生しましたので」というような説明だと聞きやすいです。そのようにお答えください。

教育課長 はい、では改めまして。皆さんの意見をどういうふうに集約するかということなのですが、文化財保護の審議会があります。それから、先ほどいろいろなゾーン、部門に分かれているという話をしましたけれども、部門別の会議もあります。そういったところで、今のようなことも含めての意見、要望、アイデアが出てきますので、そういうのを制約・集約して、こういう形という一定の方針を作ります。その形で今度は毎週木曜日に工程会議というのをやっております、建設から展示のほうとか、下請けも含めて一同会するという会議がありますので、そこの中で詰めて決定をしたという形になります。

8 土屋 審議会があって、いろんなところで審議をされるということ。それを先にした上で設計をしたのではないですか。一番最初の設計の時点の前にするべき話だと私は思って聞いていたのですが、それをやっていないということですか。

教育課長 そういう会議の中でこの話をして、まずは一定の方向で進むと、変更前の形ができました。それで調整を進める中でこういう変更をしたい、見直しをしたいということも含めて、また同じ会議の中で変更を出していったということになります。

8 土屋 それじゃあ、最初の話のときにきちんと合意が成されていなかったということですか。最初的时候にはこれくらいでいいではないかと。それでやってみたらやっぱりこういうのが良かったという話ですか。私はきちんと最初にコンセプトを持って設計をされた上でやっていくのが本来だと思いますけれども、聞いてみると、後でこんな意見が出てきたので変えましたみたいな話にしか聞こえないですけれど。

教育課長 私の説明が悪いかもしれませんが、当初はこれがベストだという形で決定して臨んでおり、やむを得ない形の変更になったということで進めさせていただいております。よろしく申し上げます。

6 金田(文) 先ほど私は、展示レイアウトの変更の必要性がよくわからなかったということを質問しました。それで、同僚議員が次々に質問してくださったので、ぼんやりわかってきましたが、やっぱり、今ずっと同僚議員がおっしゃったような疑問は残ります。契約する前にどうしてもっと詰めなかったのかと。例えばおうちを建てるにしても実物模型みたいな小さな物を作ったりしていろいろ動かしたりして見ますので、どうしてそういうことができなかつたのかなということが不思議なので、それが、町民の皆さんや、私みたいな素人にもわかるような合理的な説明をお願いします、という意味で質問を申し上げましたので。

教育課長 当初の設計に基づいて進めさせていただきました。この形で進めていこうという中で変更が出てしまったというのはさっきからの繰り返しになるのですが、建物の構造にというふうにも書いてありますけれども、壁の位置を構造上見直したほうがいいのかという話が建築のほうから出てくると、それに合わせて場所を変えるとか、変更をしていくという部分も生じてきますので、先ほどいったような、思いの中で変わるような部分もありますけれども、そうした構造上の必要性から変更を見直す場合もあります。例えば、壁の位置が変わると、そこにあるはずだった棚が更に前のほうに来てしまって狭くなるとか、そういう物理的な変更理由もあります。そういうことの積み重ねが先ほど説明させていただいた形になるということ。御理解いただければと思います。

議長 ほかよろしいですか。

2 原田 財源の話をしていただきたいと思うのですけれども、普通、継続費というのは何年間も継続されていると思うのですけれども、当初契約で2億5,920万円、執行済額を差し引いたものを令和2年度の予算として計上をされていると思うのですけれども、それが、令和2年度の予算が1億6,640万円です。それで、その後多分補正とかされていないと思うのですけれども、この900万円弱のお金というのは、どこからどういう形で出てきたのか、その辺の詳細を教えてくださいたいと思うのですけれども。

教育課長 これ以前に済んでおります車両の移設とかそういうもので入札残がでております。そういうものの流用等で対応させていただきました。

2 原田 ということは、残った物でどんぶりで勘定をして余ったからこれだけ補正をしたよと、そういう理解ですか。

教育課長 今言ったものを財源としまして、どれくらいの変更が必要かということ積み上げた結果出たものを、その財源の中で使わせていただいたということになります。

2 原田 なんでこんなことを聞いたかといいますと、先の道の駅の変更もありましたけれども、継続費がすごくたくさんを継続でやっていると。その中で、何にどれだけ使ったのかがさっぱり見えてこないという状況があります。ですのでこれから、これは要望をするのが良いことか悪いことかよくわかりませんけれども、きちんと金額等をお示しいただかないと、審査等ができないと思うので、その辺のことをしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかありませんか。

5 金田(敏) この図面ですと、変更前は1階と2階があるのですが、なんで変更後は1階がないのですか。

それから、もう1個は、1番大きな防火シャッターうんぬんとあるのですけれども、どこにつくのかさっぱりわからないのですけれども、その辺の詳細の図面はないのですか。

教育課長 図面の件に関しましては、先ほども説明させていただきましたけれども、1枚目の図面のグレーの部分の機能を2階に上げましたよという説明をしました。それによって、この契約業務の中で持っている展示の機能が上に集約されて下になりましたので、それ以降の平面図の中にこの展示の機能が示されていないということで、それで2階にすべて展示の機能が集約されましたので2階の1枚にさせていただきましたという説明であります。

防火シャッターにつきましては、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、先ほどの民俗芸能展示の説明の中でもちょっと触れましたけれども、2枚目の図面ですね、変更前の2階の図面、右上の所が円形になっておりまして、ここが広角のスクリーンになりましたよと説明しましたけれども、ここをちょうど縦に真っ二つにするこの位置のところに防火扉がという形になります。で、3枚目の図面の同じ場所の所のような形になるわけですが、それで、その映像展示がちょっと下の所へ平面でセットしましたという先ほどの説明のとおりであります。

6 金田(文) より良いものにしていただけたということなので、お認めしたいことだと思っているのですが、皆さんは、特に教育委員会の方は中の事をよくわかっていらっしゃるし、話し合っていることもよくわかっていらっしゃるので、十分な

説明をしてくださったと思っていらっしゃるかもしれないのですが、これだけ大勢の人が質問をするというのは、全く中のことってわかっていなかったなと、具体的な事がわかっていなかったの、今更になって質問をしなければならぬというところが、本当に残念なところだったなと思うので、建物が出来てしまったので、今後の改善といってもおかしいですけども、みんなにもっとわかる方法での説明を今後はお願いしたいと思います。要望を言っているのかわからないですが、お願いします。

議長 ほかよろしいですか。

11高森 右のほうのブルーの部屋、9つに仕切られていると思うのですが、左の受付カウンターから非常に順序よくまわってくるのですが、最後のこの9つの部屋になると順序がどちらにいったいかわからない、9つバラバラに展開する形になるので、これはうまく均等に9つの部屋を見せるような、スキームか何かをお持ちですか。例えば私の感じでは、スタンプラリーみたいに第1、第2、第3とか部屋にナンバーをつけて、スタンプを押していってもらって最後に9つやったら出口であめちゃんをあげるとか、御褒美のような、そういう形の部屋の見せ方を何か考えておられますか。

教育課長 この展示室のレイアウト、前半は確かに動線がありますが、というところがありますけれども。このブルーの部分に関しましては、同種のテーマということであえて壁は作りませんでした。興味のあるものを見ていただければということで、最初の導入から入って、あとは広くイメージしてくださいということで。圧迫感をなくすという意味も含めてこういう形にさせていただきました。今言われたようなアイデアとか進め方、PRの仕方もいろいろあると思いますので、それはできるだけ多くの方が楽しんでいただけるように考えていきたいと思います。

議長 ほかよろしいですか。

3加藤 2回目の変更を行って、3月19日にはこの3枚目のような形で全体が設定できるというふうに理解してよろしいかということと、それから2枚目のがさつき話が出たのですが、割と見通せる形になっている関係で陰が少ないと思うのですが、3枚目は陰ができる関係もあったりして。この壁というのは、フレキシブルに動くような形になっているのか、それとも、もう固定の壁できちっとしているのか、教えてください。

教育課長 1点目、3月19日までという話ですが、もちろんそれまでには完全な形で完成させるということで考えております。ただ、この業務自体はもちろんそれまでに終わるのですが、私どもが自分たちで運べるような物を並べていくとか、今置いた物を並び替えるということはオープンまでにまだやる作業は出てきます、ということは申し添えさせていただきます。

あと、壁なのですが、これは板状を格子状にしたという話をしましたけれども、あれは備え付けでありますので、それ自体の可動はできないと。展示した物をフックで取り替えることはできますが、箱自体は固定でということ御理解いただければと思います。

議長 ほかよろしいですか。

副町長 先ほど、原田議員から継続費の事について質問があったわけですが、当然のことでありながら、決算が終了次第、継続費の精算の報告をきちんと、内容をわかりやすく説明させていただきますので、その際よろしくをお願いします。

議長 ほかよろしいですか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第11号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第11号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、田口山村トレーニングセンターの使用料に係る規定の一部改正でありまして、施設内における「シャワー室」の設備、及び第1トレーニング室の「トレーニング機器」を撤去したことに伴い、別表第1中のシャワー室を削り、施設内の名称について第1トレーニング室を「会議室」とし、第2トレーニング室を「トレーニング室」に改めるものであります。

なお、会議室の使用料は、田口特産物振興センターの振興室と同額を規定しています。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第11号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9 山口 今、副町長の説明で、トレーニング室第1は会議室にしたわけですね。そうすると、第2トレーニング室はそのままの状態に残っており、シャワー室が、無料でトレーニング室でやった人は使いなさいという、改正のほうにシャワーは入っていませんよね、そういう解釈でよろしいわけですか。

産業課長 第1トレーニング室を「会議室」にさせていただいて、第2トレーニング室を「トレーニング室」と名称改称をさせていただいて、シャワー室につきましては、老朽化によりまして、シャワーが使える状態ではなく、今までも使った経緯がございませんので廃止させていただきました。

9 山口 そうするとシャワー室を撤去したシャワー室の跡地利用はどうなるんですか。

産業課長 特段使う目的ではございませんが、倉庫ということで、使えるところで使っていたきたいと。そちらにある備品等を入れていただいて使うようになっております。

議長 ほかよろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第11号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第11号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第12号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第12号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」
「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が本年2月13日から施行されたことに伴い、本条例附則第13条第1項の「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」に係る条文中の「新型コロナウイルス感染症」の「定義」を記載のとおり改正するものであります。

なお、適用期日は、特別措置法等の一部改正の施行期日である「令和3年2月13日」であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第12号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 この条例改正は、法律が変わったのでそのまま引き写して書かれておるかと思うのですが、気になりますのは、括弧の中にある、「令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る」と、こうなっておりますが、これ、COVID-19のことだと思うのですが、どうしてそういう表現にせずに、この長ったらしい、しかも中華人民共和国という国名を挙げて、アメリカというか、トランプさんの思惑か何かで、武漢だ、武漢だと言っていたようなことを、そういうことにくみするような表現にするのか、その考えを御存じないですか。

町民課長 どうして法律の……（音声不良）わかりません。法律の表現……（音声不良）おります。

10田中 端的にCOVID-19というふうにすれば、それで済む話だと思うのですがどうでしょうか。

町民課長 この傷病手当を支給することにつきましては、法律に基づいて行うものですから、法律の表現をあくまでこの表現です。

6金田(文) 文教厚生委員会に付託するので詳しくお聞きすればいいのですが、変異株もいろいろ出てきているのですが、中華人民共和国由来ではないかもしれない、大元がそうかもしれない、ちょっとそこら辺はわかりませんが、変異株についてもこれは含まれるのかどうか教えてください。

町民課長 今のところ、先ほどからも言っていますが、法律のほうがこういう表現になっておりますので、これに限るということであれば、変異株のほうは対象にならないかもしれないので、そこら辺は県を通して国のほうに確認したいと思っております。

議長 ほかありませんか。

11高森 やっぱり、同僚議員が言われたようにこれはCOVIDの中の中華製のものだったり、ブラジル、あるいはヨーロッパ産の変異株、変異種という現実がありますので、特に変異種は強力だという話もきいておりますので、やはりあまり特定の国名を出して敵視するのではなくて、COVIDとしてこちらから逆に申請をするようなことはできないのですか。

町民課長 先ほどから申し上げておりますが、この傷病手当金というのは国のほうから財源がでますので、あくまで国の法律に沿った内容でないとそちらの交付金のほうもとれなくなる可能性もありますので、法律に沿って条例を改正し……（音声不良）。

議長 ほかありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第12号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第12号を文教厚生委員会に付託いたします。

議長 日程第14、議案第13号「設楽町清流公園条例を廃止する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第13号「設楽町清流公園条例を廃止する条例について」

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、施設の老朽化、利用実績に係る指定管理料との費用対効果等を鑑み、設楽町公共施設等総合管理計画における「除却」方針に基づき、令和3年末をもって、施設の用途廃止をするものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第13号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第13号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第15、議案第14号「令和2年度設楽町一般会計補正予算（第7号）」から日程第25、議案第24号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、一括して説明させていただきます。

議案第14号「令和2年度設楽町一般会計補正予算（第7号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ319,884千円を減額し、予算総額を7,657,356千円とするものであります。

第2条の「繰越明許費」については、5ページの第2表をお開きください。

戸籍システム改修事業は、デジタル手続法及び戸籍法の改正に対応するためのシステム改修ですが、全国で1,000団体以上が使用し、業務が集中していることから、年度内対応が困難となり、繰越明許費を新たに設定するものであります。

第3条の「繰越明許費の補正」については、6ページ第3表の「道路改良事業」によるもので、12月議会で補正した町道岩井中田線改良工事27,000千円に対し、町道笹平奴田小松線改良工事27,488千円及び、町道黒倉神田線改良工事23,560千

円を新たに設定したことに伴い合計78,048千円で、変更前の限度額より51,048千円増額する補正であります。

第4条の「地方債の補正」については、7ページの第4表に記載する地方債補正によるもので、辺地対策事業債の町道改良事業及び林道改良事業は、いずれも事業の未執行による29,600千円の皆減で、過疎対策事業債は、事業費の確定に基づく借入れ予定額の補正で、18,700千円の減額であります。

なお、地方債全体については、48,300千円の減額ですが、詳細については、歳入で説明します。

それでは、歳出から説明しますので、事項別明細書22、23ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、コロナ禍での事業の縮減、中止に伴う減額を始め、人件費の整理、決算状況を踏まえたものや、事業費の確定に基づく更正減がほとんどですので、個々の詳細な説明は省略し、増額や主だった減額補正を中心に説明させていただきます。

1 款議会費の行政視察旅費及び14節のバス借上料は、コロナ感染症拡大の影響による議員行政視察の未執行による皆減であります。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、人件費の整理を始め、実績見込みによる減額です。9 節旅費は、外部研修の皆減及び出張の大幅な減少によるもので、13 節委託料は、特定個人情報安全管理措置研修委託の主要な中味である「内部体制の構築研修」が実施できなかったことによるものであります。

25 ページ 2 目財産管理費の13 節清崎貯木場跡地鑑定評価委託は、先に委託した測量業務のデータを活用したことにより大幅な減額で、18 節自動車の購入費は、入札残であります。

3 目電子計算費は、いずれも事業費の確定に伴うものですが、とりわけ14 節の新システムによる住民情報システム使用料及び機器リース料は、機器の導入時期及び新システムの稼働を遅らせたことによる減額であります。

27 ページ 4 目自治振興費の区長連絡協議会補助金は、コロナ禍の影響で区長会を始め、数度の連絡協議会研修を実施できなかったことによるもので、また2 件の交付金は、いずれも地域の団体からの交付申請の減少に伴う交付金額の確定による減額です。

5 目企画費は、いずれも事業の中止、一部交付金の確定による減額で、具体的にはWRCに係る準備・開催費20,016千円の減額を始め、そのほか田原市及び蒲郡市との交流事業、東三河森林活用協議会展示会、町民ゴルフコンペなどの事業が中止したことによる皆減であります。

6 目移住定住推進費は、いずれも事業の縮減、中止のほか、事業費の確定による減額です。このような中、「田口高校お仕事フェア」については、十分な感染症防止対策を講じて180千円の減額で企画・実施しました。

また、移住支援事業補助金は、東京からの移住者該当者がなく皆減となり、21 節の修学資金貸付金は、新規貸付見込み人数に対し4名減少したことによる減額であります。

29 ページ 8 目ダム対策費の小水力発電事業性評価委託は、事業費の確定によるものです。

9 目地籍調査費は、地籍調査業務の人件費減はあるものの、11 節需用費以下は、それぞれ国の補正予算による前倒しの事業予算として関連する費用でありまし

て、6,516千円追加する補正であります。なお、繰越明許費につきましては、最終日の補正予算に計上させていただきます。

10目情報通信基盤整備費は、スノコ地内における「携帯電話鉄塔整備事業」の額の確定に伴い、関連費用を7,121千円減額し、北設広域事務組合負担金は、広域事務組合の決算見込みによる補正予算に基づき、設備維持管理費分について平成30年10月台風に係る保険金等を財源に充当し12,238千円の減額を図り、また通信・放送機器の更改事業費の額の確定に伴い9,011千円減額する補正であります。

33ページ 5項統計調査費は、指定統計である経済センサス、工業統計調査及び国勢調査に係る事業費の確定による減額です。

7項交通対策費の補正は、新規事業として年度途中で補正した「高齢者移動支援事業に係るもので、コロナ禍の影響により、1回開催分65千円の推進会議委員謝礼を除き、そのほかの予算は事業未実施により758千円の皆減であります。

また町営バス特別会計繰出金714千円は、利用人数減に伴う特別会計における使用料収入の減額を補填する増額補正であります。なお、この項目以降その他の各特別会計への繰出金については、それぞれ特別会計補正予算の中で説明します。

35ページ 3款民生費 1項1目社会福祉総務費は、人件費補正のほか、コロナ禍による「高齢者等ふれあいゴミ収集事業」の未実施による減額のほか、20節扶助費の「成年後見制度利用支援事業」については、3件の追加申請による増額で、妊産婦医療費は、本年度中の新規事業として10名分を見込み、追加補正するものであります。

2目障害者福祉費は、4名見込みの障害就労移行支援費及び、1名見込みの地域移行支援費について、利用者が見込めなくなったことから、減額する補正です。

3目老人福祉費は、コロナ感染防止のため金婚式112千円、及び治療食事業312千円が未実施による皆減です。

37ページ 4目介護保険費、及び6目地域活動支援センター費は、事業費の確定見込みや、コロナ緊急事態宣言期間中のみらい工房の休業に伴う減額であります。

9目新型コロナウイルス感染症対策費の1節報酬及び19節は、特別定額給付金の事業完了によるもので、「感染拡大防止対策事業費補助金」は、介護施設陰圧装置設置補助金の4,028千円減額と、介護施設の除菌作業が県事業対応となったことによる6,540千円の減額であります。

39ページ 4款衛生費 1項2目予防費は、「新型コロナワクチン接種対策事業費」として19,616千円を新規計上するとともに、最終日の補正予算で「繰越明許費」を追加させていただきます。

それ以外は、それぞれ実績に基づく所要額の減額で、高齢者インフルエンザ予防接種委託料は、コロナ対策費に振り替えたことによる減額であります。

41ページ 3目つぐ診療所費は、特別会計による診療収入の減額を補填するための歳入歳出補正額の調整による増額です。

43ページ 4目環境衛生費及び5目斎苑費は、それぞれ事業費の確定による減額補正です。

2項1目清掃総務費の北設広域事務組合衛生費負担金は、維持管理費などの組合の執行見込みによる補正予算に基づき、組合から提示された負担金の減額で、

2,004千円の減額は、可燃ゴミ搬出に係る架台設置工事、バックホー購入等による入札残であります。

45ページ 5款農林水産業費 1項1目農業委員会費は、委員の活動日数の減少による減額で、2目農業振興費の委託料は、契約月数の減によるもので、そのほかはいずれも実績額に基づく減額補正であります。

3目農地費は、事業費の確定又は県補助金の減額による未執行等に伴う工事請負費及び負担金の減額です。

47ページ 2項1目林業総務費は、「あいち森と緑づくり事業」について、歳出額に対し、県支出金の方が多くなったことにより、差額を人件費として充当する財源更正です。

2目林業振興費及び3目林道事業費は、いずれも事業量の確定により、所要額をそれぞれ減額するものです。なお、林道改良工事において、吉田小屋線の工事承諾が困難になったことに伴い、追加して、新たに鹿ノ子線及び三都橋線に切り替えて執行し、「地方債補正」にも追加計上しています。

51ページ 7款土木費 2項道路橋りょう費のほとんどは、それぞれ業務量及び額の確定に伴うものであります。

なお、2目道路維持費は、本年冬の降雪、凍結により、融雪剤及び除雪に係る重機借上料の増大に伴う追加補正であります。

また、3目道路改築費は、工事請負費の中で相互に調整し、歳出補正はありませんが、町道黒倉神田線の改良事業は、先の「繰越明許費」及び「地方債補正」に計上しています。

3項1目河川総務費の15節河川維持工事及び19節の急傾斜崩壊対策事業補助金は、それぞれ業務費の確定による減額であります。

53ページ 5項公共下水道費の「公共施設宅内排水設備詳細設計委託」については、委託における成果物の費用対効果を精査し、各担当課においてそれぞれ見積る方向に変更したための皆減であります。

55ページ 8款消防費 1項1目常備消防費の「新城市消防本部広域消防事務負担金」は、本年度負担金額に前年度精算額分を加えて額が確定し、新城市から通知された額に伴う増額であります。最も大きな増額要因は、各消防署職員総数から自治体の財政需要額割合で積算しています本部等職員数において、消防署のほうから本部のほうへ若干職員が移項したことによって増加したものであります。

2目非常備消防費は、退職団員の減に伴う額の確定、及びポンプ操法大会の未実施による会場借上料の減額です。

3目消防施設費は、同報無線屋外拡声子局増設工事において、岩盤層の掘削経費が新たに生じたことによる増額であります。

4目災害対策費の「民間木造住宅耐震診断件数」が3件減になるとともに、2件の補助金は、申請がなかったことによる皆減です。

9款教育費 1項2目事務局費は、いずれも事業費の確定でありまして、「いじめ対策委員会」及び「小中学校適正配置検討当委員会」は、会議の開催がなく、へき地児童生徒ふるさと交流事業及び児童生徒体験学習は、コロナ感染症の影響で中止した事業であります。

57ページ 2項1目小学校管理費は、人件費補正のほか、自動車借上料は、コロナウイルス感染症対策による町民文化祭及び町民音楽会の中止による減額です。

59ページ 4項社会教育費は、いずれも額の確定及び実績見込みによる減額で、コロナ感染症対策における町民スポーツ大会、郡スポーツ教室、町民文化祭及び町民音楽会等の中止によるものであります。

59ページ 5項保健体育費は、いずれも額の確定及び実績見込みによる減額であり、とりわけコロナ感染症拡大により広域的な事業である奥三河パワートレイル、愛知駅伝大会は中止による皆減です。また、1節スポーツ推進委員報酬は、委嘱委員2名の減員による減額であります。

61ページ 2目社会体育施設管理費は、いずれも事業の縮減、事業費の確定によるものであります。

63ページ 4目つぐグリーンプラザ費は、コロナ感染症防止の「非常事態宣言」発令に伴う休業によるプール監視員報酬の減額です。

続きまして歳入について説明します。4ページ、5ページをお願いします。

1款町税 1項町民税の1目個人は、納税義務者の減による減額で、2目法人は、設楽ダム事業関係法人の増加による増額です。

2目固定資産税は、新築家屋の増による増額補正であります。

2款地方譲与税から7ページの10款地方特例交付金までは、令和2年度交付状況を踏まえた決算見込みに基づき、所要額を補正するものであります。

9ページ 13款分担金及び負担金 2項3目衛生費負担金は、歳出における現行の斎苑運営費及び新設の八橋斎苑の建設費について、豊根村及び根羽村からの負担金をそれぞれ算出し、減額する補正であります。

15款国庫支出金 1項1目民生費国庫負担金は、障害者福祉費の歳出補正額に所定の負担率2分の1を乗じた額を減額し、負担率4分の1の県支出金についても同様であります。

2目衛生費国庫負担金は、歳出のコロナワクチン予防接種費の全額を新規計上し、令和3年度に繰り越して事業を展開する予算であります。

2項2目民生費国庫補助金は、特別定額給付金の減額に係る全額を減額しています。

3目衛生費国庫補助金は、コロナウイルス感染症のワクチン接種事業に係る「体制確保事業」について、歳出は、備品整備など急を要したため、高齢者インフルエンザ予防接種予算を活用したことから、補正自体はありませんが、当該事業は繰越事業であるため、令和2年度分の歳入を新たに計上する補正であります。

6目消防費国庫補助金は、災害対策費の「民間木造住宅耐震事業」に係る歳出補正額に所定の負担率2分の1を乗じた額を減額し、負担率4分の1の県補助金についても同様であります。

11ページ 16款県支出金 1項総務費県負担金は、田口下水道整備事業費の確定見込み分に相当する所要額を水源地域整備事業の負担金から減額する補正です。

2目民生費県負担金は、いずれも制度に基づく額の確定により、所要額の減額です。

2項1目総務費県補助金の2節移住定住推進費補助金は、該当移住者がなく皆減で、3節情報通信基盤整備費補助金は、携帯電話鉄塔整備事業費の確定に伴う減額です。

4目地籍調査費補助金は、国の補正予算に基づく事業の前倒しによる補助金の増額です。

13ページ 16款2項2目民生費県補助金から7目消防費県補助金までは、いずれも歳出の補正予算に連動して減額する補正ですので、詳細は省略します。なお、4目5節林道事業費補助金の小規模林道改良事業は、林道鹿ノ子線及び林道三都橋の追加事業に係る増額であります。

15ページ 3項県委託金の1目総務費県委託金は、歳出の指定統計の執行額の減額及び高齢者移動支援事業費の皆減による補正であります。

3目農林水産業費県委託金の「あいち森と緑づくり事業」については、候補地を取りまとめ実施した事業費の確定に基づき、増額する補正であります。

18款寄附金 1目2節のふるさと寄附金は、本年2月における寄附金実績に基づく増額であります。

17ページ 19款繰入金 1項3目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の大幅な減額補正額に伴い減額であります。

21款諸収入 4項1目助成金収入の2節は、県市町村振興協会からの確定通知により、3節は水力発電事業性評価委託事業の事業費の確定に基づき、それぞれ減額し、4節の地域活性化センター助成金は、オリエンテーリング大会の不採択による皆減であります。

4目給食事業収入は、新型コロナウイルス感染症拡大の「緊急事態宣言」の発出に伴う学校休業による給食機会の減少分に係る減額であります。

19ページ 22款町債 1項辺地対策事業債は、町道豊邦作手線の詳細設計業務が県の実施に移行し、林道吉田小屋線改良事業は事業承諾が困難により、いずれも未執行による減額補正であります。

2項過疎対策事業債は、いずれも歳出額の確定見込みに基づく補正ですが、一部増額補正は、3目農林水産業債の2節林業債で、林道鹿ノ子線及び林道三都橋線改良事業が追加となり、5目土木債の1節道路橋りょう債は、町道黒倉神田線改良事業の追加によるものであります。

続きまして、議案第15号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ199千円を減額し、予算総額を539,797千円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書6、7ページをお開きください。

2款保険給付費の1項療養諸費及び2項高額療養費は、本年度の医療費給付実績の伸びに基づき、それぞれ不足する所要額を増額する補正です。また、1項5節の審査手数料は、審査件数の増加によるものであります。

4項出産育児諸費 1目出産育児一時金は、出産者の2名追加見込みによる増額であります。

8ページの3款国民健康保険事業費納付金は、いずれも財源更正で、5款保健事業費は、特定健康診査に係る事業費の確定による減額であります。

4ページに戻っていただいて、歳入について説明します。

6 款県支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金の 1 節普通交付金は、歳出補正の「療養給付費」の増額によるもので、2 節特別交付金は、事業の中止や歳出の特定健診費の減額による減額補正であります。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分及び保険者支援分として、制度上の一般会計繰出金額の確定に伴う減額であります。

3 節出産育児一時金繰入金は、出産者数 2 名増に伴い、当該歳出補正額の 3 分の 2 を一般会計から繰り入れる制度に基づく増額であります。

4 節財政安定化支援事業繰入金は、額の確定による増額です。

議案第 16 号「令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 3 号)」についてであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8,125 千円を増額し、予算総額を 213,933 千円とするものであります。

歳出から説明しますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、コロナの影響による健康診査の受診者の数の減少によるものであります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の 19 節保険基盤安定制度負担金は、国保と同様、額の確定によるものです。

保険料等負担金は、保険料率改訂に伴う調定額の増による増額補正です。

3 款諸支出金 1 項 1 目保険料還付金は、予算不足による増額です。

4 ページに戻っていただきまして、歳入について説明します。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収ともに「保険料率の改訂」に伴う調定額の増額補正です。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、いずれも額の確定によるもので、保険基盤安定分は歳出補正額と同額を減額し、療養給付費負担金分は、5 款諸収入による過年度分の精算額による財源の増額に伴い、当該金額を減額するものであります。

5 款諸収入 3 項 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査に係る受診者数の減による歳出額と同額の減額補正であります。4 項 1 目雑入は

令和元年度療養給付費負担金額の確定に伴い、過年度分として追加交付されることから、新規に計上する補正であります。

議案第 17 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第 5 号)」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 182,516 千円を減額し、予算総額を 753,639 千円とするものであります。

第 2 条「繰越明許費」は、3 ページの第 2 表をお開きください。「配水管布設工事」は、県代行の町道上原荒尾線改築工事の完了が 3 月にずれ込んだことにより、配水管布設工事の着工・完了が遅れるため、設定するものであります。

第 3 条「地方債の補正」は、4 ページの第 3 表に記載する事業について、それぞれ事業費が確定したことに伴う減額で、地方債の限度額について合計 12,800 千円減額する補正であります。

歳出から説明しますので、8 ページ、9 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目総務管理費の 13 節委託料の「地方公会計固定資産台帳データ更新作業」は財政課との調整により、また「経営戦略策定業務」は委託し

ないで生活課職員で策定したため、それぞれ未執行による皆減であります。そのほかの委託料は、いずれも事業費の確定見込みによる所要額の減額補正であります。

25節運営基金積立金は、導水管布設工事に伴う公共補償費分を追加する補正です。

27節公課費は、消費税が還付となったことによる皆減です。

2款事業費 1項1目施設管理費の11節修繕費は、移住定住に係る新規加入住宅の給水装置の追加によるものであります。

13節委託料は、愛知県が行う道路改良工事が次年度に延びたためによる皆減によるものです。

15節工事請負費の井戸掘削工事は案件がなく皆減で、配水管等布設工事は、国道420号の落合橋、町道田峯東区田内線、及び町道田口神田線の施工について、それぞれ次年度への移行又は工法変更などの要因による事業量の確定に伴い、所要額を減額する補正であります。

11ページ 2項2目施設整備費の13節委託料は、県道設楽根羽線道路新設工事の進捗状況により次年度施工となったための事業費の確定による減額です。

また、配水管布設等工事の詳細について、丸根・井口地内の工事は、施工箇所の精査による12,630千円の減、田口浄水場自家発電設置工事は、請負残で4,200千円の減、林道境川線導水管移設工事は、国の設計審査に時間を要し、一部施工を次年度移行したことに伴い110,000千円の減による大きな減額補正であります。

4ページに戻っていただいて、歳入について説明します。

1款分担金及び負担金 1項1目分担金は、若者定住促進制度による新規加入者の増による増額補正であります。

2項1目負担金の工事負担金は、町道上原荒尾線内における、し尿処理場へ給水する配水管布設工事について、岩等が生じたことによる事業費の変更に伴い、北設広域事務組合からの負担金を増額する補正であります。

2款使用料及び手数料 1項1目使用料は、給水人口の減少率の伸びにより、現年度分使用料の減収見込みによる減額と、2節滞納繰越分の新規計上であります。

5款繰入金 1項1目一般会計繰入金の保健衛生費分は、歳出補正額と歳入補正額の一般財源に係る費用を調整した額を減額し、道路改築費分は、町道田峯東区田内線改良工事の進捗状況により、一部次年度以降へ移行したことによる減額であります。

7ページ 2項1目基金繰入金は、導水管移設工事の一部を次年度以降にしたことによる減額補正であります。

7款諸収入 1項1目雑入の水道施設公共補償は、配水管及び導水管移設工事に係る額の確定による公共補償額の減額で、建物災害共済金は、東納庫配水池の流量計修繕費に係る共済金の新規計上です。

8款町債 1項1目水道事業債及び2目公営企業会計適用債は、配水管更新工事や、企業会計移行支援業務委託に係る事業費の確定に基づき、それぞれ減額であります。

議長 副町長、大変でしょうから17号までで休憩に入りたいと思います。

お諮りします。議案第17号の「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第5号)」までを、午前中の議案説明といたします。午後1時から、続きまして議

案18号のほうに入っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、13時まで休憩といたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後12時59分

議長 それでは、定刻前ではありますが、「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第5号)」議案第17号を終了し、18号に入る前に、財政課長のほうから何か訂正があるということですので。

財政課長 すみませぬ、度々で申し訳ございませぬ。差し替へをさせていただきます、昼休みの間に。場所としましては、議案第14号設楽町一般会計補正予算第7号の7ページ目を御覧ください。議員の皆さんは、差し替へたあとのものが入っております。地方債補正です。どこを修正したかというところ、正しいものがこちらでございまして、今まで付けていたものは数字を足し誤っていたものです。どこかといいますと、下から3つ目「町道改良事業」、今78,300千円となっていると思うのですが、これが最初は51,300千円というところ、何が原因かといいますと、12月補正で町道岩井中田線、道の駅の所ですね、その記載分、27,000千円を足し忘れておりました。なので、783,000千円が補正前の限度額というところ。したがって、隣、3,000千円の数字は変わりませぬので、3,000千円足した数字が81,300千円というところ。その変更に伴いまして、上から4つ目、「過疎対策事業債」426,700千円、408,000千円というところがそれぞれ27,000千円ずつ増となっております。で、最終的に合計の欄も、456,300千円、408,000千円とありますが、それぞれ27,000千円ずつ追加というところがあります。ひとえに私どもの確認漏れでございまして、すみませぬでした。よろしくお願ひします。

議長 それでは、午前中に引き続き、議案第18号から説明をお願ひいたします。

副町長 それでは、再開させていただきます。議案第18号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ180,249千円を減額し、予算総額を401,065千円とするものであります。

第2条「繰越明許費」は、3ページの第2表をお願ひします。「処理場整備工事」は、北設広域事務組合施工のし尿処理場ヤードと、本工事箇所が重複しておりましたので、調整しながら進めることから、5月中旬頃の完成をめどに設定するものであります。

第3条「地方債の補正」は、4ページの第3表に記載する事業について、それぞれ事業費が確定したことに伴う減額で、地方債の限度額について合計16,300千円減額する補正です。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書6ページ、7ページをお願ひします。

1款総務費 1項1目総務管理費の1節報酬は、下水道等事業審議会の開催日数の減によるもので、13節委託料及び14節使用料は、事業費の確定による減額であります。

2 款事業費 1 項 1 目施設建設費の13節委託料は、調査の上、除外施設として検討する必要性がなくなったことによる皆減であります。

15節の管渠工事は、前年度からの繰越工事があり、各種の他の事業が関連し集まって施工されることから、事業調整を行いながら減額する補正であります。

19節負担金は、浄化センターなど、県代行整備事業の最終年度にあたり、事業完了による精算のための減額です。

4 ページの歳入について説明します。

1 款国庫支出金 1 項 1 目国庫補助金は、歳出の工事費減に伴う社会資本整備総合交付金の減額補正であります。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整による減額補正です。

3 款町債は、それぞれ「地方債補正」のとおりであります。

続きまして、議案第19号「令和2年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,201千円を減額し、予算総額を206,879千円とするものであります。

第3条「地方債の補正」は、3ページの第2表に記載する事業について、それぞれ事業費が確定したことに伴う減額で、地方債の限度額について合計4,400千円減額する補正です。

それでは、歳出から説明しますので、説明書の8ページ、9ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目総務管理費の11節需用費から13節委託料までは、それぞれ実績見込み、額の確定に伴う所要額を減額する補正であります。

27節公課費は、事業費の決算見込みに基づき、消費税額を減額する補正です。

4 ページに戻っていただいて、歳入について説明します。

1 款分担金及び負担金の加入者分担金は、新規加入2件の増による増額補正です。

4 款県支出金 1 項 1 目農林水産業費県補助金は、単県事業分の補助率が50%から60%へ変更されたための増額であります。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、特別会計のそれぞれ区分ごとの執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額を、繰入金として7,809千円減額する補正です。

7 款諸収入は、平成26年度消費税額の更正請求による還付金の追加であります。

議案第20号「令和2年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

今回の補正は、歳入における財源調整のみで、歳出の補正額はなく、予算総額は37,329千円のままであります。

それでは、歳入の補正予算に関する説明書2ページ、3ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料は、バス利用人数の減に伴い、それぞれのバス路線単位での減額に対し、その減額分714千円に対して5款の一般会計繰入金で全額を財源充当する補正であります。

続きまして、議案第21号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第5号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ642千円を追加し、予算総額を99,369千円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款総務費 1項1目一般管理費の11節需用費は、休憩室の上部屋根の雨漏りを早急に修繕するための追加補正であります。

18節備品購入費は、事業費の確定によるものであります。

4ページの歳入について説明します。

1款診療収入 1項3目後期高齢者医療診療収入は、高齢者人口の減少、コロナ禍の影響もあり、実績に基づく収入見込みの減による大幅な減額補正であります。

3款県支出金 1項1目県補助金は、それぞれ事業費の確定による減額補正であります。

4款繰入金 1項一般会計繰入金は、歳出補正額642千円と、4款以外の歳入補正額5,167千円をそれぞれ財源調整した額の増額補正であります。

5款諸収入 1項2目助成金収入は、補助基準額の変更に伴い、定額補助の当該交付金を増額するものであります。

続きまして、議案第22号「令和2年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ411千円を減額し、予算総額を370千円とするものであります。

歳出を説明しますので、説明書の6、7ページをお願いします。

1款総務費 1項1目一般管理費は、財産区管理委員会の開催回数の半減による委員報酬の減額です。

2目財産管理費は、コロナ感染症対策による踏査等の事業中止及び事業費の確定に伴う減額補正であります。

歳入については、歳出補正額411千円を財政調整基金繰入金で財源調整する補正であります。

議案第23号「令和2年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第2号)」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ125千円を追加し、予算総額を583千円とするものであります。

歳入から説明しますので、説明書の4ページ、5ページをお願いします。

1款財産収入 1項1目財産貸付収入は、中部電力への土地貸付契約の変更に伴う増額であります。

4款諸収入は、中部電力の送電線敷地に係る立木補償契約の追加計上であります。

以上の歳入補正額125千円を、歳出の2款諸支出金 1項積立金へ増額する補正であります。

最後、議案第24号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第2号)」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,540千円を減額し、予算総額を6,251千円とするものであります。

歳出から説明しますので、説明書6ページ、7ページをお開きください。

2 款財産区事業費の11節需用費は、事業の未実施による皆減で、13節及び19節は事業費の確定によるものであります。

25節積立金は、歳入歳出補正額の財源調整による積立金の追加であります。

3 款田原分収育林事業費は、分収林事業の未実施による委託料及び収益交付金の皆減であります。

続きまして、5 ページの歳入について説明します。

1 款財産収入 1 項 1 目財産貸付収入は、中部電力との貸借期間延長による増額補正であります。

2 項 1 目財産売払収入は、立木売払い事業費の確定により減額し、2 節の土地売払収入は、県が施工する道路災害防止工事用地として990.48平方メートルが収用されたことによる新規計上であります。

2 目田原分収林事業売払収入は、事業未実施によるものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金に係る補正につきましては、まとめて議会最終日に追加の補正予算を計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議案第14号の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 原田 2 点ほどお伺いしたいと思います。1 点目は、29 ページ、小水力発電事業性評価調査委託です。これ、当初予算は10,000千円、補正で5,000千円、実際は半分以下になっているわけですがけれども、当初予算の予定をしていた委託の内容が大分削られたのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

もう1点、31 ページ、29 ページから31 ページにかかるんですけども、携帯電話の鉄塔です。建設なんですけれども、同じようにかかなり大幅な減額になっております。これは多分事業者からの見積りか何かで予算を組んでおられると思うのですがけれども、この大幅な減額になった理由は何なのか、こんなに安く鉄塔が建てられるということなのか。それから、あと、鉄塔が建てられて運用が始まっているのではないかと思うのですが、もし、その状況がわかるのであれば、どんな状況なのかをお教えいただきたいと思います。

以上です。

企画ダム対策課長 今2点の質問についてお答えさせていただきます。

まず、29 ページのほうの小水力発電事業性評価調査委託につきましては、委託の内容については、20,000千円相当の内容で委託をかけたところなのですが、入札業者さん2社がかかなり競りまして、半分近い金額で落としていただきまして委託を行ったということで、5,000千円相当の減額が生じたというのが、まず小水力発電のほうの減額の理由であります。

それから、携帯電話のほうにつきましては、当初国のほうの指針で、鉄塔に行くところの工事用道路も設計で見なさいよということでそれを見ていたのですがけれども、現場の方で業者さんが決まって入ったときに、既存の道路で別に新たな道路を作らなくても支障がないということで、現場ができて、その進入用道路の工事費が浮いたということで3,000千円ほどの工事の減額が生じたというこ

とでありまして、内容をかなり落としたとかそういうことではこちらのほうはありません。

以上です。

2 原田 小水力の発電のほうは了解しました。いちおう内容はかなりあれですので、また5月くらい全協のときにぜひ報告をしていただきたいと思います。

それともう1点、鉄塔ですけれども、運用って始まっているのですか。どんな状況なのか、このあいだ、ちょっと前に山富さんへ行ったのですけれども、まだやはり山富さんは使えないと。簀ノ子で建ててもやっぱり、山富さんや米倉さんのあたりは使えないのか、その辺の状況もわかったら教えていただきたいと思います。

企画ダム対策課長 現場のほうは工事が完了しまして、鉄塔については、メーカーはa uです。ですので、a uの携帯等使用の方については利用が出来る状態になっているということでもあります。

以上です。

議長 ほかよろしいですか。

6 金田(文) 先ほど差し替えていただきました、地方債補正のところでもってよろしいでしょうか。

過疎対策事業債を借りるのが減ったというのうれしいことなのですが、情報ネットワークの設備更改事業で減っているのだけど、環境整備が大丈夫なのかなと心配になりましたので。今一度、なぜ減らしても大丈夫なのか説明をお願いします。

副町長 情報の関係ですよね。2年度においては、放送の設備と通信の設備、両方合わせて2億5千万円くらいの事業ですけれども、放送設備のほうにおいて入札した結果、かなり多額の入札残が出たものですから、当然設楽町が大体50%負担しているのですよね、人口比率でいうと。あとに出てきます北設広域事務組合の負担金のほうも当然減っていますので。設備更改の費用が減ったから、当然充当する記載が減ったということです。いいですか。

議長 よろしいですか。

3 加藤 お願いします。4款1項2目の41ページですけれども、インフルエンザのことについてこの間関心があって調べたりしているわけですが、今御説明が早口でわからなかったのですが、高齢者インフルエンザ予防接種委託と子どもインフルエンザ予防接種費については減額になっているけれども、ほかの衛生費から出ているというふうな説明だったような気がするのですが、そうするとこの減額は、打たなかったから減額ではないと聞いたような気がするのですが、そここのところを説明していただきたいのと。それから、高齢者インフルエンザのパーセンテージと、子どもインフルエンザはどれくらい打っているのか。それから、小中学校での今回インフルエンザは非常に少ないというふうに、大変良かったわけですが。インフルエンザ感染者というのはいたのか、いないのかについて教えていただきたいと思いますが。

副町長 予算のことですので、僕のほうから説明します。

去年に遡っていただいて、元々子どものインフルエンザと高齢者のインフルエンザは全員無料で予算計上してあります。ただ、年度途中でコロナの感染症対策に係る地方臨時交付金、あれの財源に充てるには、元々の当初予算に載っているものはだめですよと。したがって、その財源を確実に町が確保するために、高齢

者と子どものインフルエンザの予算は持っていたにもかかわらず、それを合算した予算をコロナの対策費で補正で計上をしたのです。実際にインフルエンザを打った方はその費用の下で打ったのです。したがって、もともと当初予算にあった予算が不要になってきますから、その分は減額ですよということ。それで、コロナのほうの予算で今まで執行しています。

あとは、保健センターの所長のほうからお願いします。

保健福祉センター所長 予防接種の接種者の率については、高齢者のインフルエンザのほうが昨年度は70%でしたけれども、今年度は、今現状で75%程度で、もう少し上がる予定になります。

子どもの、小中学校のインフルエンザにかかった児童、生徒については調べていないのでわかりませんが、聞いてはいないところです。

以上です。

3加藤 教育委員会のほうではわからないでしょうか。

教育課長 インフルエンザにかかった方はみえないということは認識しておりますが、その回答でよろしいでしょうか。

議長 ほかありませんか。よろしいですか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第15号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第16号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 5ページの、後期高齢者医療保険料について質問をするのですが、先ほどの説明で保険料率が上がったということではありますが、何%上がって、1人

あたりの影響額はどの程度になっているのか。それからこの改定は、月がわかりませんが、いつから上がったものなのでしょうか。

町民課長 保険料なのですが、平成30年と令和元年が同じ料率、令和2年と3年が同じ料率ということで、前者が1人あたりにしますと、平均で83,781円、後者、令和2年が92,191円です。率でいきますと、平成30年・令和元年が所得割率が8.76%、均等割が45,379円、令和2年・3年が、所得割率が9.64%、均等割額が48,765円ということになっております。ですので、今回は令和2年度分なので、令和2年と3年が同じ料率。2年間同じ料率で、また次の改定が令和4年になります。

10田中 補正をした関連ではどうなりますか。令和2年度はもう終わるのですけれども、今補正をするというのは、初年度にはできなかったのが今すると思うので、その関係を説明してください。

町民課長 すみません、当初予算のときには、まだ本算定前だったので、とりあえず、前年の料率でやったものですから、実際に保険料が入ってきた料がかなり予算よりも上回っていて、本来なら例えば9月とかそういう時点でやるべきだったとは思いますが、最終で合わせたということになります。

議長 ほかによろしいですか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第17号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第5号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6金田(文) 歳入のところの5ページをお願いします。使用料です。2款の1項使用料のところ、使用料が12,000千円。すごく減っているのですが、これはどういうことなのか、もう少し詳しく教えてください。そして、その下の滞納繰越分が、滞納って何件分というか、何世帯分というか、どれくらいになっているのか教えてください。

生活課長 まず、使用料の現年度分ですけれども、当初の予算のときは前年度、前々年度の使用料を基に想定をして算定しております。今回補正にあたりまして、今年度今まで10か月分いただいた中の使用料を、あと残り2か月分をいただくとどれくらいになるかというような想定をしまして、今回の補正ということでやらせていただいております。

次に、滞納繰越分なのですが、これは、前年度の会計を締め切った時点でまだ前年度分がいただいている部分がない方が滞納繰越分として翌年度入ってくるわけですが、やはり年度境の方は、例えば2月・3月分は年を越してしまっただけで、そういう方も多々みえますので、このように大きな金額と

なっております。その中でも大きな滞納をされている方は何人かみえますけれども、ごく一部で、数名ということで把握はしておりますけれども、あとは大体先ほど言ったみたいな、年度をまたいでしまったような滞納という形でここに数字が出てきております。

以上です。

6 金田(文) まず、利用料の12,000千円の減ということは、前年度の利用料のように予算は大体組んだのですけれども、それよりもこれだけ利用料が少なくなってしまうということですか。

生活課長 はい。先ほどお話ししたように、前年度とか、前々年度の使用料を参考に予算を組みました。今年度は、この10か月分を使用料が確定した時点であと残りの2か月分もおおよその想定ができますので、その想定分を加えた年間の使用料という形で今回算定をさせていただいたら、結果としてこの年間12,000千円程度の減額になってしまうということで、使用される人も減ってきたというのもあるし、節水意識が高まってきたというのもあるかと思えます。いろんな原因があっただけでこういう数字になってきたと思えます。使用料というのは、どちらかというとなんか下がっていくものなので、この辺はその都度補正をさせていただきたいと思っております。

6 金田(文) 補正して悪いという意味ではなくて、こんなに減っていくと運営をするときにちょっと大変だなという懸念があったので、これからも、ここまでの金額じゃないかもしれないけれども減っていくという予想なのですね。

生活課長 傾向を見ますと、先ほど言ったようにだんだん下がってきております。だから水道の経営というのはだんだん厳しくなっていて、また皆さんにいろいろな御負担をおかけすることが起きるかもしれないけれども、今のところはできる範囲の節約等をしまして、会計のほうは維持していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

2 原田 3ページの繰越明許費ですけれども、先ほど副町長の説明だと、上原荒尾線が完了していないので布設ができないと、それで繰越明許をするよという話だったと理解をしているのですけれども。ということは、水道管が引かれないと下水道の処理施設も運用ができないということだと理解をするのですけれども、いつ頃までに布設ができて運用を予定しているのか、その辺のことをお聞きしたいと思うのですけれども。

生活課長 この水道のほうの繰越なのですけれども、先ほど副町長から説明がありましたように上原荒尾線の改良工事のほうで、県代行の工事が遅れているということで、それに伴いまして、水道管の布設が少し遅れそうということで繰越をさせていただくものでございます。下水につきましては、4月1日の供用開始がもう決まっていますので、そちらも県の代行事業で下水管の布設工事をやっております。ということで、水道よりも下水管の布設は3月いっぱいには終わらせて、4月1日からの供用開始ができるようにということで、県が一生懸命今やっているということで承知をしております。また、水道が引けないと下水が使えないじゃないか、という話なのですけれども、下水道の施設はほとんど水道水を使う部分がほぼございませんので、水質検査で使う程度ですので、特に大きな支障になることはないかと思っております。また、この管の布設も5月の中旬には終わって使えるようになるということをお聞きしております。

以上です。

議長 ほかよろしいですか。

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第18号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第19号「令和2年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第20号「令和2年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第21号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第22号「令和2年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第23号「令和2年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第24号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第26 議案第25号「令和3年度設楽町一般会計予算」から日程第37 議案第36号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの12議案を、一括議題といたします。本案についての提案の理由の説明を求めます。

副町長 令和3年度一般会計予算及び11特別会計予算につきましては、先ほど町長から「当初予算の概要」「主な事務事業」について申し上げたところであります。

詳細内容につきましては、後ほど設置される「予算特別委員会」において、各課長から説明しますので、私からは議案第25号を始め12議案について、一括で説明させていただきます。

議案第25号「令和3年度設楽町一般会計予算」について説明します。

歳入歳出予算総額は、5,761,346千円で、前年度比1,237,152千円、17.7%の減で、近年にない大幅な減額でありまして、令和2年度を終期とした継続費による「道の駅」、「奥三河郷土館」及び「八橋斎苑」の3大整備工事の完了による当該減額分が、年度間の減額分に相当するものであります。

第2条の「地方債」は、6ページ、7ページ第2表に記載する「辺地対策事業債」2件、13,700千円を始め、ハード・ソフト事業に係る「過疎対策事業債」41件、459,100千円、「緊急防災・減災事業債」1件、110,000千円、新規計上の「緊急浚渫推進事業債」1件、20,000千円、地方交付税代替としての「臨時財政対策債」147,605千円で、合計46件、750,405千円で、前年度より586,732千円の大幅な減額を計上しています。

第3条の「一時借入金」は、借入れの最高額を500,000千円と規定しています。

それでは、令和3年度の大規模事業としましては、設備の老朽化対応や付加機能を構築する「防災行政無線(同報系)機器更新事業」に110,660千円を計上しています。

道の駅したら及び奥三河郷土館については、本年5月オープン以降の維持管理経費を、八橋斎苑については、本年6月供用開始以降の運営経費をそれぞれ新たに計上するとともに、田口地区の公共下水道事業については、本年4月の一部供用開始を見据え、加入促進としての各種補助金、公共施設の配管工事等の予算を新規計上しています。

また、設楽ダム建設事業に関連する事業として、小水力発電に関する調査費用を引き続き計上するとともに、ダム湖周辺整備に係る検討費用を新たに計上しています。

基本的には、特殊要因やダム関連事業を除き、経費を削減しつつ、住民サービスの向上を図る事務執行の見直しを意識した予算編成に基づき執行する予算であります。

続きまして、議案第26号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明します。

予算総額は、462,848千円で、前年度比73,959千円、13.8%の減額であります。第2条の「一時借入金」は、借入れの最高額を25,000千円と規定しています。

平成30年度から県と市町村が共同して「国保の広域化」により国保の安定的かつ効率的な事業運営が図られていますが、本町においては、被保険者数の減少に伴い、予算規模は減少で推移しています。

議案第27号「令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明します。

歳入歳出予算総額は、206,068千円で、前年度比2,665千円、1.3%の微増であります。

第2条の「一時借入金」は、借入れの最高額を20,000千円と規定しています。愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものであります。

議案第28号「令和3年度設楽町簡易水道特別会計予算」について説明します。

予算総額は、808,792千円で、前年度比101,270千円、11.1%の減額であります。

第2条の「地方債」につきましては、3ページの第2表に記載する「簡易水道施設更新事業」及び「公営企業移行事業」に、水道事業債34,900千円を計上しています。

田口地区において、公共下水道管渠敷設工事と合わせて、老朽化した配水管を耐震性のある水道管へ更新するとともに、設楽ダム建設事業に関連する「導水管移設工事」を継続して進めてまいります。

議案第29号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計予算」について説明します。

予算総額は、402,405千円で、前年度比179,676千円、30.9%の大幅な減額であります。

第2条の「地方債」につきましては、3ページの第2表に記載する「公共下水道施設整備事業」及び「公営企業移行事業」に下水道事業債18,300千円を計上しています。

令和3年4月に一部供用を開始し、引き続き管渠工事を進めるとともに、供用開始区域における加入促進を積極的に図ります。

議案第30号「令和3年度設楽町農業集落排水特別会計予算」について説明します。

予算総額は、238,957千円で、前年度比23,179千円、10.7%の増額であります。

第2条の「地方債」につきましては、3ページの第2表に記載する「農業集落排水施設更新事業」及び「公営企業移行事業」に下水道事業債19,500千円を計上しています。

施設の老朽化対策により増額していますが、農業集落排水事業最適整備構想を踏まえ、コスト低減を図ってまいります。

議案第31号「令和3年度設楽町町営バス特別会計予算」について説明します。
予算総額は、44,688千円で、前年度比7,359千円、19.7%の大幅な増額であります。

定期バス4路線及び予約バス4路線の運行を委託し、安定した運行体制のもと、地域住民の足の確保を図ります。主な増額要因は、バス車庫における公共下水道宅内配管工事費の新規計上であります。

議案第32号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について説明します。

予算総額は、86,610千円で、前年度比6,182千円、6.7%の減額であります。

週5日診療のほか、月1回の整形外科医の診療、週1回の理学療法士によるリハビリ事業を継続し、的確な医療サービスを提供するとともに、円滑な診療所運営を図ります。

議案第33号「令和3年度設楽町田口財産区特別会計」から議案第36号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの4特別会計につきましては、総額12,842千円で、前年度比4,785千円、59.4%の大幅な増額であり、各財産区の管理経費を計上しています。

なお、田口財産区については、一般会計において新たに計上しました田口地区の公共下水道加入分担金補助金について、40世帯分に係る田口財産区からの繰出金を財源として実施します。このこと以外は、4財産区特別会計ともに、前年とほぼ同一内容であります。

よって、11特別会計歳入歳出予算総額の合計は、2,263,210千円で、前年度比323,099千円、12.5%の減額であります。

減額の主な要因は、公共下水道特別会計において、処理場施設及び本管工事等の県代行事業が終了し、大幅な減額によるものであります。

以上、一般会計、11特別会計を合わせた歳入歳出予算総額は、8,024,556千円で、前年度比1,560,251千円、16.3%減額する当初予算であります。

以上で、令和3年度予算に係る議案説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第25号から議案第36号までの12議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第25号から議案第36号までの12議案については、11名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定をいたしました。

議長 お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、七原剛君、原田直幸君、加藤弘文君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、伊藤武君、土屋浩君、山口伸彦君、田中邦利君、高森陽一郎君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時55分
再開 午後 2 時10分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、11番高森陽一郎君、副委員長に、4番今泉吉人君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日定例会終了後、予算の説明、3月15日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月17日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしく願いをいたします。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会といたします。

散会 午後 2 時10分